

第五十五回
国会

参議院内閣委員会會議録第三十一号

(四一八)

昭和四十二年七月二十一日(金曜日)

午後一時五十一分開会

委員の異動

七月二十一日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

鬼木 勝利君

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅孝君

理事

石原幹市郎君

委員

内田 芳郎君

源田 実君

柴田 栄君

玉置 和郎君

中村喜四郎君

船田 讓君

宮崎 正雄君

山本茂一郎君

伊藤 頼道君

瀬谷 英行君

前川 旦君

山崎 昇君

鬼木 勝利君

多田 省吾君

中沢伊登子君

国務大臣

大藏大臣

農林大臣

運輸大臣

水田三喜男君

倉石 忠雄君

大橋 武夫君

政府委員

総理府恩給局長

行政管理政務次官

行政管理庁行政

管理局長

行政管理局行政

監察局長

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省証券局長

大蔵省国有財産

局長

大蔵省銀行局長

国税庁長官

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房予

算課長

農林大臣官房経

理課長

農林省農林経済

局長

農林省農政局長

農林省農地局長

農林省畜産局長

農林省蚕糸局長

農林省園芸局長

農林水産技術会

議事務局長

食糧庁長官

林野庁長官

水産庁長官

塚原 俊郎君

松平 勇雄君

矢倉 一郎君

北島 教真君

大國 彰君

稲木 進君

米田 正文君

武藤謙二郎君

塩崎 潤君

谷川 宏君

加治木俊道君

松永 勇君

澄田 智君

泉 美之松君

久保 勘一君

檜垣徳太郎君

大河原太一郎君

稲垣 元宣君

大和田啓氣君

森本 修君

和田 正明君

岡田 覚夫君

石田 朗君

八塚 陽介君

近藤 武夫君

大口 駿一君

若林 正武君

久宗 高君

水産庁次長 山中 義一君

常任委員会専門 伊藤 清君

員 行政管理局行政 岡内 豊君

管理局審議官 津吉 伊定君

大蔵省主計局給 黒住 忠行君

与課長 運輸省鉄道監督 宮永偉志男君

局国有鉄道部長 運輸省鉄道監督 局民営鉄道監督

理課長

説明員

本日の會議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

二三三三(第二六二二)(第三一一一)(第三五六

号)(第三五九号)(第三六四四)(第三七六六)(第

三九三三)(第一二二三三)(第一四〇〇)(第一

四四二二)(第一四六〇)(第一四六二二)(第

四四九号)(第一四七〇)(第一四七二二)(第

四七五五)(第一四七六六)(第一四八二二)(第

四八四四)(第一四八五五)(第一四九一一)(第

四九二二)(第一四九三三)(第一四九四四)(第

五〇〇〇)(第一五〇一一)(第一五〇二二)(第

五一六六)(第一五一七〇)(第一五一八八)(第

五一九号)(第一五二〇〇)(第一五二一一)(第

五二九号)(第一五三〇〇)(第一五三三三)(第

六三六六)(第一七一三三)(第一七一四四)(第

七一五五)(第一七一六六)(第一七一七〇)(第

七二九号)(第一七三〇〇)(第一七五一〇)(第

七五二二)(第一七五三三)(第一七五八八)(第

七八八八)(第一七八九〇)(第一八九五五)(第

八九六六)(第一八九七〇)(第一八九八八)(第

八九九号)(第一九〇〇〇)(第一九〇一一)(第

九〇二二)(第一九三三三)(第一九三三三)(第

九三六六)(第一九三七七)(第一九三八八)(第

〇三六六)(第一〇三七七)(第一〇三三八八)(第

〇三九号)(第一〇四〇〇)(第一〇四四一)(第

〇四二二)(第一〇四三三)(第一〇四四四)(第

〇四五五)(第一〇五八八)(第一〇七七七)(第

〇七八八)(第一〇七九〇)(第一〇八〇〇)(第

〇八一〇)(第一〇八九九)(第一〇九四四)(第

一六五五)(第一二六六六)(第一二六七七)(第

一六八八)(第一二六九〇)(第一二七〇〇)(第

一七一〇)(第一二七二二)(第一二七三三)(第

一七四四)(第一二八七七)(第一二八五五)(第

三三四四)(第一三三三三)(第一三三三六)(第

三三七七)(第一三三五一)(第一三三五二)(第

三三三三)(第一三六四四)(第一三六五五)(第

四七六六)(第一四七七七)(第一四七八八)(第

二

一〇七二二〇(第七五二二二)(第七五三三三)(第八一四四四)
 一〇七二二一(第八一五五五)(第八一六六六)(第八一七七七)(第八
 四九九九)(第八五〇〇)(第八五一一一)(第八六八
 八八八)(第八六九九)(第八七〇〇)(第八七二二二)(第八
 九二五五)(第八九二六六)(第八八九九九)(第八九〇〇
 八八八)(第八九一一一)(第一〇〇七七八)(第一〇〇八
 八八八)(第一〇〇九九九)(第一〇一〇一〇)(第一〇一九
 九九九)(第一〇二四四四)(第一〇三二二二)(第一〇三五
 五五五)(第一〇四二二二)(第一〇四七七八)
 一〇七二二三(公共事業に従事する建設関係現場職員等に対す
 る特殊勤務手当支給に関する請願(第一五一号))
 一〇七二二四(元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の
 恩給等通算に関する請願(第二〇一一号)(第二二二
 五五五)(第三二二二)(第四二二二)(第四四八八)
 一〇七二二五(第四九三三)(第五一九九)(第五二〇〇)(第五
 六〇〇)(第八八八六六)(第九〇五五五)(第九二七
 六六六)(第一〇〇六六六)(第一〇三四四)(第一〇五六
 六六六)(第一〇七三三三)(第一〇七九九九)(第一〇八四
 四四四)(第一〇九〇〇〇)(第一一三七一一)
 一〇七二二六(福島・宮城両県内国有林管轄の営林局設置に關
 する請願(第三五一号))
 一〇七二二七(傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(第五七
 〇〇)(第一四四四四))
 一〇七二二八(各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不
 均衡是正に関する請願(第五七一一号))
 一〇七二二九(公共事業に従事する建設関係現場職員に「現場
 手当」支給に関する請願(第六〇七七号))
 一〇七二三〇(公務員労働者の賃金引上げ等に関する請願(第
 八二〇〇号))
 一〇七二三一(公共事業に従事する現場職員に「現場手当」支給
 に関する請願(第八七二二号))
 一〇七二三二(松山郵政監察局の広島郵政監察局への統合反対
 に関する請願(第九〇九九号)(第二二八八号)(第
 二四四二二))
 一〇七二三三(戦争犠牲者警察退職者の救済に関する請願(第一
 〇三三三))
 一〇七二三四(國家公務員等退職手当法の一部改正に関する請
 願(第一〇七二二二))

第一部 内閣委員会會議録第三十一号

定に要する費用の財源措置はどのような原則で処理したらいいか、そういうことを含めまして非常に

の本委員会におきましては、一今回答せられた調
整規定の運用については、その実効ある措置が国

三
目的を考へ、その改定を要する害と幸とい
いますか、その責任の度合いに応じて、その要困

の責任の帰するところ、あるいはその程度に応じ、その財源の負担も検討すべきであるというところ、その資料を収集、検討を開始しようという状態でございます。なお、政府として総合的な場といたしましては、昭和三十八年に次官會議の申し合わせによりまして、事実上の機関として設けられておる状態ではございますが、公務員年金制度連絡協議会というものがございまして、これが公務員の年金制度について各制度の連絡調整をはかるということで、その場におきまして、資料の収集、それから先ほどの申し入れの趣旨にも従いまして、特に具体的な検討を開始するという体制に相なっております。次第でございます。

○伊藤道雄 恩給審議会の中間答申が出ております。それを見ますと、「将来の調整規定の運用を妨げない限度において、適当と考える恩給の増額措置を行なうことが望ましい」ということが言われておるわけです。これが今回の改正案ができた一つの原因であらうかと思うのですが、今回の改定は将来の調整規定の運用を妨げないものでないという根拠はどこにあるのですか、それを御説明いただきたい。

○説明員(津吉伊定君) 問題は、御指摘になりましたように、恩給につきましても同様の性格の問題でございますが、われわれ共済組合といたしましては、御承知のように、昭和三十四年から、恩給を含みまして社会保険としての共済年金として発足をいたしました。したがって、その新法に入り込んで来ておる公務員、これは、それぞれ恩給公務員の前歴を持っておる人、そのウエートも高い、それが大部分でございます。したがって、恩給のほうで、先ほど先生がお話になりましたように、恩給審議会の中間答申におきまして、「当面の暫定措置として、政府が、将来の調整規定の運用を妨げない限度において、適当と考える恩給の増額措置を行なうことが望ましい」と考へて、恩給法の増額改定がなされるという状態におきましては、われわれがその恩給公務員期間というものをそのまま引き

き継いでおる、あるいは恩給制度に併設してございまして雇用人についての共済組合制度におけるバランス上の問題というものを考慮いたしまして、調整規定の運用については、先ほど来申し上げましたような検討の過程にございまして、増額も、とりあえず、恩給とのバランスにおいて増額改定をはかるという態度でございます。

○伊藤道雄 今回の改正案を国会へ提出するに先立って、国家公務員共済組合法は共済組合審議会並びに社会保障制度審議会に、また三公社の場合は社会保障制度審議会にそれぞれ諮問して答申を受けておるわけです。そこで、お伺いするわけですが、これらの答申に対するそれぞれ基本的な姿勢はどういうものか、このことについて。

○説明員(津吉伊定君) 国家公務員共済組合で申し上げますと、本年三月二十二日に国家公務員共済組合審議会の答申をいただいたのでございまして。その答申の内容は、「今回の諮問は、恩給法改正に伴う反射的な改正を行なうとするものであつて、その限りにおいて従来の取り扱いと同様、一応やむを得ないものと認められる。しかしながら、この恩給法改正は、恩給法、共済組合法両方に昨年調整規定の挿入後、初の増額措置であるが、その独走的な考へ方がそのまま共済年金における恩給該当部分に、ハネ返るのはたとえやむなしとしても、本来の共済年金の改定にまで影響を及ぼすことには疑問がある」という態度がとられておりまして、「また、各種年金に亘り同一趣旨の調整規定が、それぞれ思い通りに運用されることになると、国民皆年金時代となり、スライド制が強調される今日極めて不適当であるので、各年金を通ずるスライド制並びに財源負担の原則を確立するため、速かに適切な措置を講ぜられんことを強く要望する」ということを答申として受けておるわけでございます。

それからちょっとつけ加えて申し上げますと、その翌日、三月二十三日に社会保障制度審議会に諮問をいたしまして、その答申をいただいております。わけでございますが、大体、同趣旨のものでございまして本案は、おおむね恩給法の改正に伴うものとして了承するのはかたがた認められる。」「その法の独走に追随するのはいかぬというように、端的に申せば趣旨でございますが、社会保障制度審議会においては、恩給と共済年金のみが独走的に年金額改定を行なうことは、他制度との関係で問題であるから、独自で、先ほど国家公務員共済組合審議会において述べられましたような、スライド制についての検討ということを総合的にやるべきだ」という同趣旨の答申をいただいております。

○伊藤道雄 昭和四十年年度における共済年金法の改正のときに——お伺いしたいのは、国家公務員共済組合審議会の答申に、共済年金独自のスライド方式の確立をはかれ、こういう趣旨の答申がなされておると思うのです。また今回、恩給に追随した増額方式がとられておるわけですね、審議会の答申に、政府は当然、これを尊重して従うべきであらうかと思うのですが、依然として、恩給に追随した増額措置をとって共済組合独自の増額方式をまだ今回は依然としてとられていないわけですか。これは認めるを得ないわけですが、これはどういうわけで審議会の答申に政府としては従わなかったのか、何か理由があらうかと思うのですが。

○説明員(津吉伊定君) 先ほど申し上げましたことと重複いたすきらいがあるかと思ひますけれども、社会保障制度審議会が六月二十一日に申し入れましたところ、まことにございまして。恩給その他公的年金制度、共済、そういうものを引くるめまして、それぞれの觀念の異同を弁別いたしました。共通的部分、個別的な部分というものを、やはりはっきりと区分をいたしました。改定の基準及び財源負担の問題というものを確立すべきものであるかと思ひます。先生が、現在のところ、恩給につきましても、先生すでに御承知のように、本年度末まで存続することとなつております恩給審議会において、恩給についての審議がなされておる、また、われわれの関

係におきましても、先ほど来申し上げましたような国家公務員共済組合審議会においてその検討を進めておるということがありまして、さらにこの社会保障制度審議会の申し入れに即しまして、政府として全体の検討に少なくとも総合的に取りかかるといふ段階でございまして、直ちに国家公務員共済組合のみにつきまして、表現としては恩給追従とおっしゃいますけれども、恩給法の増額改定とのバランスのみを見て改定をはからざるを得ない段階であるということでございます。まことに遺憾でございますけれども、そういう段階でございます。先ほど申し上げましたような国家公務員共済組合の増額改定の態度というのは、現段階においてはそういうことでございまして。

○伊藤道雄 審議会の答申を尊重してと、ただ口先だけの尊重だけではなく、これを實際に実行していくか、こういうことではじめて審議会を設けた意味があらうかと思ひます。この審議会の答申を口では尊重するといつても、實際にこれを實現しないならば、審議会を設けた意味が全くない、こういうことにならうかと思ひます。ただ、ただいまの説明でいま直ちに、そういう意味の答申があつたものですか、その事情はわかるわけですが、なるべく早く早い機会にこの答申の趣旨は實現できるように当然政府としては努力すべきであらうと思ひます。その点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) お話、ごもっともでございます。先ほど来御説明いたしておりましたように、根本問題についていろいろむづかしい問題がありますので、まだ結論が出ていない。それで、恩給法の改正がありまして、それとの均衡上やむを得ないところをやる。そうすると、先生のお話のように、なるべく早く根本問題について結論を出せ、そういう御趣旨だと思ひますが、私どもなるべくそういうふうな努力いたしたいと思ひております。先生御承知のように、これは共済だけではございまして、いろいろな関連がございしますので、なかなかむづかしい問題はござい

○説明員(津吉伊定君) その点も、まことに恐縮でございますが、先ほどの私の説明をいたしましたところに重複をいたすかと思いますが、これは、国家公務員共済のみならず、いわゆる共済グループ全般、またそのみならず、恩給、厚生年金、国民年金というような公的年金制度全般の問題、それぞれに調整規定が規定されておるといふ点も先生御承知のとおりでございます。この調整をそれぞれの年金制度の本質に従いまして、いかなる基準に、たとえば生活水準、公務員給与、物価云々というような諸基準のうちのをどれだけのウエイトをもつて改定基準として取り上げるべきであるか。これはそれぞれの公的年金の目ざすところによつてその性格上の違いがあろうかと思ひます。また、もちろん財源負担につきましても、それぞれの公的年金の性格の差異によりましてやはり差異があるべきかと思ひます。それを横に並べまして検討された上、総合的な結論が出されるべきであると存じますので、われわれ国家公務員共済組合法のみで、それこそ独断的に調整をはかるといふことは、まだその段階でないことを遺憾ながら申し上げざるを得ないといふことでございます。

○政府委員(武藤謙二郎君) 御質問の点でござい
ますが、先生もおっしゃられましたように、いろ

○伊藤野道君 新法施行日以後のいわゆる組合員期間の費用の負担については、今回も昭和四十年

の増額改定の際と同様に勞、使、國との三者負担となつてゐるわけです。これを國庫負担とすべし、こゝういふ意見が共済組合審議会の答申の中にあるわけですが、この点はどういふふうにかへておられるか。

○政府委員（武藤謙二郎君）　これは先生よく御承

知かと思ひますけれども、ほかの社会保険の制度とのバランスを考えまして、現在の新法の国庫負担といふものはきまつております。したがいまして、それをどうするかという問題、特にたとへば先生おっしゃつておられるのは、調整規定に関連してだと思ひますけれども、調整規定の運用に関して、どういふようにするかということは、これは他の社会保険制度とバランスをとりながら結論を出さなければいかぬ、そういうふうにご考へております。

○委員長（豊田雅孝君）　この際、委員の異動について御報告いたします。

鈴木一弘君が辞任され、その補欠として鬼木勝利君が選任されました。

○伊藤嘉道君　いまのお答えでは、パランスをとる必要があるので、従来どおり労、使、国と三者負担の原則となつておると、こういう意味の御趣旨ですが、なるほどパランスということは、もちろん大切なことですが、まずここでその答申の趣旨に従つて、国の国庫の負担とした場合、当然アンパランスが出てくるわけですね。そこで、国の負担とし、これにあとは右へならえば、前向きにいわゆる共済組合制度の前進がはかれる、こう思うわけですね。これじゃパランスが破れると思う。そのことだけでいつまでも答申の趣旨に従がわな

いと、いくら時間を空費しても前進がないわけですから、ここで思い切つて審議会の答申どおり国庫負担にすると、あのアンパランスの分はいきなり国庫負担にして右へならえて前進すれば、思い切つた改正がはかれると思うのですね。そういう考え方も前向きの方策策として当然成り立つわけです。この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) お話のように、組合員の負担を軽くするというふうな点からだけで申しますと、先生のおっしゃったように、特にこのところは国庫負担を大きくする、そうしてほか

のほうも同じように国庫負担を大きくしたらいいいじゃないかということになると思うのです。ただわれわれとしては、とにかく国庫負担というものはいろんな社会保険制度と均衡がとれていなければ、一カ所だけやってはかをやらないということとはこれは理屈に合いません。そうしますと、全部もし直すとしたら、全部合わせて考えなければならぬ、こういうことになります。そこで、全体を合わせまして財政負担のどのぐらいが適当かということを考えて、そうして原則として、實質的にはこれは先ほどから先生おっしゃられましたように、いろいろ特殊性もございますけれども、原則としてはこういうところであらう。この制度については均衡がとれており、そして政府としても財政上この程度ならばできる、そういう限度にとどめなければいけないと思います。そうなります前提のこの調整規定をどういうふうに動かして、いって、それからその財源をどうしたらいいか、そういうところをきめてからでないと、あのほうのことはこれに合わせてやることにしよう、これは、私も、私どもも財政当局としてはたいへんむづかしいことになりますので、まず先ほどからお話がございましたように、原則からきめていきたい、そういうふうに思いますので、その原則のほうを現在のところでは検討中でございますので、このところは従来どおりの国庫負担、そういうことになつておるわけでございます。

○伊藤顯道君　私がお伺いしておるのは、答申の趣旨は、国庫負担とすべしと、これははっきり出ているわけですね。そこで、この精神を取り入れて、まず国庫負担に変えた場合、ほかとのアンバランスが出てくる。このアンバランスはアンバランスでいいじゃないか。そういうことを言っているのじゃなくて、もちろん財政的には全般を見通して、これで国庫負担ができると、そういう時点ですべてやるんだと思いますが、これはいま御答弁のあったとおりでいいと思いますが、ただそういうところにも目標を置いて努力をしなければ、いふになっても解決をしないということをお伺いし

ているわけですが、したがって、全体を国庫負担にするという、そういう目標を掲げて、そのために前向きに、最終的には全部アンバランスのないように均衡のとれた国庫負担の措置が講ぜられるよう、そういう一つの目標を掲げて努力すべきではないかと、こういうことをお伺いしておるわけですか。

○説明員(津吉伊定君) 先生おっしゃいますように、国家公務員共済組合審議会におきまして国庫負担とすべしということが触れられておるのではありませんが、これはすでに原文をお読みになっておっしゃっておると思うのでございすけれども、なお組合員を代表する委員は、新法施行日以後の組合員期間に対応する部分についても、これを国庫負担とすべしという意見であったことを申し上げるということでございます。それで、そういういていさいを別にかせにして申し上げるわけではございません。これは実質的な、単なるということとお考えいただけます、バランスの問題といえます。先ほど次長からお話し申し上げましたように、原則の問題でございまして、物価上昇による年金改定を要する事態となつた、あるいは生活水準の向上による年金改定を要する事態となつた。それから既裁定の問題以外にも、すでに申し上げるまでもなく、厚生年金と違ひまして、われわれ国家公務員共済は退職しましたときからさかのぼって三年間の俸給を見まして、その間の平均俸給年額を給付の基礎額といたしておるわけでございます。その間にももちろん昇給はございしますが、また御承知のように年々のベースアップというものもあるわけでございます。したがひまして、その間にいわゆる後発過去勤務債務というものが生じまして、その財源をだれが負担するか、それだけの割合で負担するかという問題が起るわけでございます。それと同様に既裁定の年金の増額につきましても、この増額を要する理由というものがやはり分析されまして、原則的には社会保険である限りは社会連帯の思想に基づきまして横の連帯があるとともに縦の連帯、時代間の連帯

というものがあべきでございすので、現在の在職者は、あるいは現在以前の過去の退職者の既裁定年金の増額改定の財源を拠出すべき責任をとる程度持つべきであるか、その点も全然ないということは申し上げられないと思うわけでございます。したがひまして、そういう社会連帯の思想を前提にする社会保険制度として、その本質に基づいて運営をいたしていきまますならば、およそ既裁定の年金の増額調整を要する部分については、あげて国庫が負担すべきであるという結論を、あるいは先ほど申し上げましたような検討の過程を経まして、そういう結論を得るということも絶対ないというところは私は予言できる自信はございませぬけれども、現在その本質から考えますと、やはり厚生年金においてもすでに既裁定年金の改定をやりますに、三者負担という原則に立つてやっておりますが、それはやはりいま申し上げる社会保険制度の本旨に即するものであらうかと、現段階においてはそういうふうに考えておる次第でございす。

○伊藤道雄君 なお、お伺いいたしますが、今回の三公社共済組合法では、旧共済組合法による既裁定年金の額の改定に要する費用並びに恩給公務員期間にかかわる費用は全額公企体の負担となつておるわけですが、それらの期間については国の官吏または雇用員であつた関係などからいまして、恩給法の改正があればこれと並行して改正することになるので、国がこれを負担するのは当然であるか、こういうふうに考えられるわけですね。三公社から国庫負担の要望をいままで受けておるのかどうか。また政府としてはどう対処するつもりなのか。この点についてあわせてお答えいただけますか。

○説明員(津吉伊定君) われわれ大蔵省のほうには、特段の国庫負担の要求というものはございませぬように承知をいたしております。で、これも申し上げるまでもない存じますが、電電公社と国鉄におきまして、収支計画調査委員会というものを設けまして、四十年の末にその一応の結論を

出しておるのでございますが、国庫負担というものと、それから公企体の事業主負担及び公企体の負担、国庫の公経済としての負担は、公企体の性格に照らしてやはり公企体がその公経済の立場をもちながら、国が御承知のように現在公経済一五%と、残りを事業主、本人で四二・五%ずつという状態は、やはり公企体としてはイコール公経済も含めてその負担を国と同様にすべきものであらうというふうな結論を出されておるようでございます。したがひまして、具体的な国庫負担の要求というものは承知いたしておりますが、一応それだけの公企体におかれまして、そういう觀念が確定的に統一的に出されたというふうに判断するとは、私は僭越でございすので申し上げますんけれども、私は僭越でございすので申し上げますんけれども、収支計画調査委員会においてそういう結論も出されておる状態でございますということを申し上げます。

○伊藤道雄君 地方公務員共済組合では、ちょうど本年は財源率の再計算の年にならうかと思うのですが、すでに現行掛け金率についてかなり上回るのではないかと、またおそろしく上回るであらう、そういう結論はもう出ていると思うのです。もちろんこれは本年十一月から実施に移される予定と聞いておるわけですが、国家公務員と三公社について、今回の改正によって組合員の掛け金率に影響は出てくるものと考えられるわけですか。そこで、今回の改正に要する経費、それと組合員の掛け金率の見通しですね、今回の改正によって掛け金率が上がるであらうという、こういう前提に立つてお伺いしておるわけですが、こういうことについてあわせてお答えいただけますか。

○説明員(津吉伊定君) 国家公務員共済につきまして、年金改定の所要額を申し上げますと、総額で、昭和四十三年度予算において措置しているものは二億四千八百三十六万五千円でございす。これは四十二年度の予算に計上されます。その後、追加費用をいたしまして四十三年度以降の負担金といたしましては四億一千四百四十六万円でございす。で、そのうちいま御指摘になりました組合

員の負担というのは六百四十五万五千円でございまして、掛け金率に反映する程度は千分の〇・〇一四程度でございす。先ほど総額で申し上げましたのは、誤解を招くかと思ひますので、ほんとうのトータルを申し上げますと、六億七千七百二十八万六千円でございす。これは先ほど総額四十二年予算において申し上げましたのは、追加費用として四十三年度以降に上乗せするものか、あるいは財源率の計算において含めましますものを除いたものでございまして、それらを全部入れ込みますと、ほんとうのトータル合計は六億七千七百三十八万六千円でございす。

○説明員(黒住忠行君) 今回の分につきましては、三公社の場合に専売が四十二年度は五千七百万円、国鉄が十三億一千六百万円、電電が一億三千八百万円、合計いたしまして十五億一千百万円でございす。四十三年度につきましては三公社総計で三十七億一千八百百万円でございす。

○伊藤道雄君 恩給公務員期間については、恩給の算定方式によるということになっておるのですが、恩給法の改定に伴つて、その増額率は恩給と同様であるけれども、この新法期間の分については、国家公務員の場合も三公社職員の場合もそれぞれ一〇%増額ということになっておりますから、その一〇%というのは根拠はどういうことなんでしょうか。

○説明員(津吉伊定君) 厳密に申し上げますと、旧令年金、旧法年金、これは恩給に対応する部分といたしまして、すでに御承知の恩給と同様になつて総額改訂をいたしております。それから恩給公務員期間につきましては、もちろんといひますが、それがいかぬのだとおっしゃるのかもしれませんが、恩給法で増額をするところにならひませんが、純粋に新法部分に対応する期間につきましては、これは本来ならば、先生が御指摘に相なつておりますように、現在のところわれわれの調整の尺度というものは遺憾ながらございせんので、一〇%の増額をするということ自体につい

うことにしたわけでございます。それで、増加恩給受給権を放棄しないで、増加恩給と普通恩給を受給を続けてまいりまして、それで今回かりに選択をして放棄をいたしますと、いま申し上げました三十四年当時放棄したのと同じ扱い、もちろん公務廃疾年金がもらえするという改正はありますが、同じ扱いになりますから、増加恩給受給権を放棄いたしませんと、これは除算されるというのじゃなくて、増加恩給と普通恩給はもらえます。増加恩給受給権の基礎になった公務員期間も、いわゆる資格期間として共済年金の受給資格判定に資するわけでございます。

○伊藤顯道君　この増加恩給という特殊な恩給であるわけですが、これは共済組合に移ってこないわけでしょう、いまの説明によると。いまの説明ではそうですが、少なくとも普通恩給の最短期間に達して増加恩給を受給している者で、その増

加恩給を放棄しなかった者については、その在職年を共済組合の組合期間に通算してもいいんじゃないかと、こういふふうに考えられるわけです。この点を伺っておきたいと思います。

○説明員(津吉伊定君) 非常に混乱しています。て、ちょっと誤解があればお許しを願いたいののですが、増加恩給という制度は共済にはそのまま取り込んでおりません。ということは、増加恩給は、御承知のように、恩給の制度でございます。そ

の恩給の制度を其済に——恩給公務員期間を持ておる公務員が、其済制度ができてまして、そこに入り込んできましたときも、普通恩給でありましたならば、これは法令上消滅をさせておるわけでありまして、三十四年当時、現業でいへば三十四年の一月一日、非現業でいへば十月一日という施行日から六十日の間に増加恩給を依然受給するか、あるいはそれを放棄してしまうかという、増加恩給の特例にかんがみまして、その余地を設けたわ

でございます。したがって、先ほども別な御質問に答えましたように、恩給の性格そのものはいろいろ議論もございまずし、所管もあるわけでございますが、共済としては、社会保険制度の

改悪があれば、患者負担が、先ほど言ったようなたとえの例ですが、そういうような患者負担になつて、これは医療保険の後退であるということをお願いするわけですが、この政府管掌の健康保険の赤字対策ですね、そういうことは入院料を上げたり、薬料をいままでなかったものを取つたり、これはみんな健保の赤字対策だ。それを共済組合にそのまま移すというようなのは許されぬことだと思ふのです。むしろ健保それ自体の改悪も許されなければ、そういう理由は一体どの辺にあるのか、こういうことをはっきりさせていきたいと思います。なお、この機会に国家公務員の共済組合、あるいは三公社の共済組合のいわゆる短期経理の収支、それと長期について、それから健保のそれについても、それぞれ経理の収支を資料として、ひとつなるべく早目に提出していただきたいと思います。この国会はもうきょうしかないわけですから、もう国会が終わるのだから、そんな資料出す必要ないだろうと一応考えるやもしれませんが、われわれはここだけが審議の場じゃないわけですから、十分こちらでも勉強したいと思ふのです。その三つの経理の収支をひとつ御提出いただきたい、その詳細は資料として。

それから、どうして健保の赤字対策を共済にも取り入れなければならないのか、その理由をひとつ明確にしてください。

○政府委員(武藤謙二郎君) ただいまのお話でございますが、その大もとの健康保険のほうの議論は、これは場所でございますので、ただいまお話をいたしましたように、かりにそういうことが行なわれるとした場合に、御質問です。御承知のように共済組合の医療給付というものは、これは健康保険の代行的な性格を持っております。そこで、いまでも一部負担でございますけれども、そのときも健康保険と同じような措置をとつてまいりました。今度の措置は政府管掌の健康保険だけじゃなくて、それよりも財政的に楽な健康保険組合でも同様の措置がなされる、そういうふう

うに思っております。それで、この制度が合理化になるかどうかというところは御議論があるだろうと思ふのです。これは申し述べませんけれども、かりにそれが前提ということになりまして、これで合理化がされるということになりますと、共済組合においてもやはり合理化によつてこれが負担が軽くなるということもありますし、また受益者負担ということも同じような趣旨で取り入れなければいけない、そう思っております。それからまた事務的な面を申しますと、同じような医療給付で共済組合と健康保険とが別な扱いをするということも非常に煩瑣でございます。そういうことで、先ほど申されたような前提になりますと、共済組合のほうもそれに合わせるのが適当だと、そう考えるわけでございます。

○伊藤道雄君 この問題は――この問題はと申し上げるのは、健保の改正案が国会に出されると、もうそのつど、これを健保のいわゆる赤字対策の一環が共済にそのままの姿で乗り移つてくる、大体これが問題になるわけですね。きょう初めて議論するのはないわけですね。そこで、このことは、健保が特に経理の収支がどうしてもまかなえない、そういうことから健保としては赤字体策として出てくるであろう、そういうことであるわけですね。これは国庫負担を増やすことによつて、もう明確に救済できるわけですね。国庫が負担を減らして、もう国庫負担を減らすことによつて、先ほど言ったような負担過重ということについては絶対反対であります。それはそれとして、共済のほうに概して経理の収支は健保ほど苦しくないわけですね。そうでしょう。健保ほど苦しくない。苦しくないけれども、健保がやたらから右へならえて上げる、こういう考え方をいつも政府は持つておるわけですね。これは長い間そういう慣行でございまして、そういう考え方は改むべきではないか、こういう考え方も当然出てくるわけですね。これらの点について一度ひとつ明確に

○政府委員(武藤謙二郎君) これはなかなかむずかしい問題でございます。私も、先ほど申し上げましたように、従来もこういうことをいたして改訂がなされるということであれば、こちらでもそれに合わせていくということが、先ほど申し上げたような点から見て適當であろう、そういうことに私も考えております。そういう基本的なあれがいかどうかというところは非常に議論があると思ふべきけれども、私もただいまのところはこれがいいたろう、そういうふうにかえております。

○伊藤道雄君 それではこの問題は、この経理の収支状態を明確に検討することによつてまた十分有力な検討資料ともなりますので、先ほどお願いいたしました共済の長期、短期、健保の経理の収支の詳細なものを早急に出していただきたいと思ふます。

そういうことで、それはまた検討の上で、それを拝見した上でまたこの問題はお伺いすることにして、次へ進みたいと思ふますが、公務員であるとか、あるいはまた三公社職員でもそうですが、退職した後は、現在の制度では、他に就職しない限り国民健保に加入しなければならぬことになっておる。ところが、言うまでもなく国民健保は保険料が高い。高の上に給付は七割ないし八割、しかも付加給付というふうな恩恵もない。七、八割ですから、あとの分は本人の負担ということになるわけですね。統計上、在職中はわりあい病氣も少ないようであるけれども、しかし、退職するとどうも生活様式が変わるせいか、いろいろ障害もふえてくるわけですね。退職した後に病氣になる人が多い実情と見受けられるわけですね。これも、共済組合のワケ内で退職者の給付の新設については何か具体的お考えがないかどうか、こういうことについてこの機会に伺つておきたいと思ふます。

○説明員(津吉伊定君) 先生御指摘のその問題につきましても、いろいろと今国会におきましても議論があつたところでございます。これにつきま

して、われわれの考え方は、御承知のように、現在、国家公務員共済で申し上げますと、組合員期間一年以上を持つておる組合員が退職をいたしました、その退職前から診療を受けておる場合には、そのときから以後、診療開始後五年間は継続療養が給付されておるのであります。ところが、これはいわば経過的な継続的な便宜上の処理というふうに一応考えられるわけでございます。医療保険制度、医療費体系というふうなものが、御指摘になりますように技術的検討の組上りのほつておりますし、また、国民健保というたてまえからいたしますと、ある医療保険制度に属しておられた者が、その後、いわばしつぱを引きまして他の保険制度に、医療保険に属すべきものであるという整理がされるべきであるにかかわらず、その部分だけ尾を引いて、前官礼遇ということはいくのはやはり医療体系の体系的な問題として問題ではないかというたてまえ論が一つございまして、確かにございまして、国民健保は地域保険でありまして、それから、国家公務員共済は職域保険でありまして、人事管理面もあわせ考えまして長期、短期の給付というものが同時に付行なわれておるわけでありまして、地域保険、職域保険という差、また実質的な水準、所得水準、給付水準の差というものが在職中と退職後はまた違つたわけでございますが、もちろんこれを問題にしないという態度ではございせん。医療保険制度全体の問題として総合的に医療保険の抜本的改正の内容として検討されるべきところであらうかと考えておる次第でございます。そういう実態自体につきましても、何もわれわれ国家公務員共済主管者が同情しない、実質的にそういう点は放置すべきであるという考え方で申し上げておるわけではございせん。

○伊藤道雄君 いまお伺いしておるいわゆる退職後の療養の給付ができるような、そういう制度を新設する方向で十分検討してもらいたいと思ふますが、ただこれは大きな問題ですから、いま急に直ちにということではできかねると思ふ。そこで、

実現の可能性のある問題、ひとつこれと直接関連した問題として伺いたしますが、現在健保では、組合員の資格を喪失した後、いわゆる退職した後ですね、一年間を限って本人がもし希望すれば依然として組合員としてその身分を確保して、病気の場合、療養の給付は受けられる制度になっておるわけですね、健保の現行制度は、そうですね。これならもう現に健保は実行しておるわけですから、せめてこの制度を共済に取り入れられぬものか。これは健保は現にやっておることですから、そうむずかしいことはないと思う。しかも、これは強制的でなく本人が希望した場合ですね、いわゆる任意規定です。これならできると思うのですが、このお考えはどうですか。

○説明員(津吉伊定君) まことに先生御指摘のように健保はそういう制度でございます。ただ、その前提につきましていろいろ議論もございまして、うし、あるいはこういうことを申し上げると立場が違うのでおこられるかもしれませんけれども、健保のほうは御承知のように一定の業種、これは法律で定めておりますけれども、非常に多種多様な業態及び規模を包み込んで被保険者を把握しているわけでございます。その間の労働の流動性というものは、就職、再就職、流動する機会というものは、やはり国家公務員共済の中における流動性よりも自然高いのではないかとこのように思いますが、その前提の見方というもののいろいろ議論がございまして、けれども、健保のほうで一年間のいわばつなぎを設けて健保適用の間を渡り歩く、ちょっと切れればある健保所屬から国保になる、また就職すれば健保になるというふうな出入りが非常に激しくなるという可能性は、少なくとも国家公務員共済の組合員よりも高いんでないかというふうに考えておりますので、そういう面からの継続給付、もちろん本人全額負担でございますが、そういう継続の手がなされておるんではないかというふうに考えておるのでございます。

○伊藤顕道君 この問題、もうこれ以上お伺いたい

たしませんが、結局現在のこの規定として、健保が現実にはやっている問題、もちろん答弁の中にあったようにいろいろ事情は違うわけですが、健保と共済とは違うわけですが、やはりいろいろ事情はあろうけれども、そういう障害を乗り越えて、やはり退職後せめて一年ぐらゐ、特に在職期間の生活様式と、やめるとどうも生活様式を急変する人が多いように見受けられる。これは統計の上でも明らかにそういうことがうなずけるわけです。そこで、健保もそういうところに着眼して、まあ退職後の救済という意味もあろうかと思うのです。そこで一年間限定して、希望があれば依然組合員としてやっておる。そこでいま御答弁のあったように、事情は違いますけれども、十分そういう障害を乗り越えて、そういう方向で何とか一つ真剣に取り組んでもらいたいと思う。ここで、そんならすぐ近い将来にいたしますとか、確約をとって、おこるとか、そういうことではなくして、十分検討に値する問題だとは考えておるわけですか。この点はどうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) ただいま最後に先生が御提案になった、これなら比較的乗り出しやすいんじゃないかというお話がございました。こういうこと、おそらく根本的な問題よりも、先生がおっしゃった案のほうは第一歩としては乗り出しやすいというところは事実だと思えます。そういう点も含めてこれから十分検討したいと思っております。

○伊藤顕道君 まあ文字どおり、検討しますと言うから、ひとつ検討してもらいたいと思うのですが、ただ国会審判のことばでなくて、十分検討する、文字どおりひとつ十分取組んでもらいたいと思うんです。次にお伺いしたいのは、いままで短期給付についてお伺いしましたから、長期給付について二、三お伺いしておきたいと思うのですが、現在、長期給付に要する費用の負担割合は、公経済の主体として国が一五%、残りの八五%を組合員と使用者が折半負担している。ところが、これを厚生年

金の保険と比較して見ますと、国が二〇%です、残り八〇%を労使で折半負担しておるといふに格差があるわけです。そこで伺いたい。要旨は、国家公務員共済組合の場合もひとつ厚生年金と同様、公経済の主体としての国の負担を二〇%にして、負担の均衡をはかるべきではないか、こういう点についてはどのように考えておられるのか、公平の原則をこの辺で生かしてもらいたいと思う。この点はどうですか。

○説明員(津吉伊定君) 御指摘のように、厚生年金保険につきましては、公経済として国庫負担二〇%でございます。国家公務員共済におきましては一五%の負担をいたしております。二〇%と一五%はパーセンテージが違いますので、確かに数字は違うわけでございます。しかし、この国庫負担がなぜ一応はバランスしておるとわれわれ考えておるかとおし上げますと、厚生年金と国家公務員共済との間における給付水準の差異、これは御承知のように国家公務員共済におきましては、年金支給開始年齢は五十五歳でございます。厚年は六十歳でございますという点がつくと、それから給付額算定の基礎俸給でございますが、これも先ほどちょっと触れたかと思えますけれども、厚生年金は保険加入全期間の平均標準報酬でございます。国家公務員共済におきましては、退職前三年間を平均いたしました俸給でございます。その相違を見ますと、厚生年金の給付水準は共済給付の六〇ないし七〇%というところに相なりますので、この厚年における国庫負担二〇%と言いますのは、共済ベースと言いますか、共済並みに引き直しますと二二ないし二四%の国庫負担をいたしておるということになるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、目下のところ国庫負担は均衡がとれておるんではないかというふうに考えております。

○伊藤顕道君 公金体共済組合では年金額を算定する場合は最終俸給を基礎としておるわけですが、国家公務員の場合は三カ年の平均俸給をとっておるわけですね。このことについてお伺いして

おきたいと思うのですが、この不均衡はなぜあるのかということに従来から伺ってきたわけですが、これはこの不均衡は退職手当で均衡をとっておると、こういう答弁をなされてきたわけですが。その退職手当は、本質からいって労働協約事項であつて性格が違うわけです。そこで私も社会党は、今国会にも退職手当法の改正案を現に出しているわけですが、三公社職員を現在の退職手当法から外して労働協約事項とした内容の法案を出しているわけですが、そこでお伺いするわけですが、政府としても三公社職員の退職手当をいわゆる労働協約事項として公務員の年金算定基礎を三公社職員と同様に最終退職時の俸給とすべきではないか、こゝやらぬと筋が通らぬと思うのですが、この点はどうですか。

○説明員(津吉伊定君) 先ほど社会保障制度審議会の申し入れに関連いたしまして申し上げましたところでございますが、諸種の公的年金制度は現在のところ、たとえば厚生年金では保険加入期間全期間を通ずる平均標準報酬が基礎額になっております。御指摘になりましたように、公金体においては最終俸給額が基礎になっております。われわれ国家公務員共済、地方公務員共済も同様でございます。退職前三年の平均の俸給が基礎額になっております。これはそれぞれやはり沿革的な理由もありまして現在に至つたのであろうかと思ひますけれども、社会保険におきましては、やはり給付と拠出の対応、保険の公平というような面が当然ございまして、また、先ほど申し上げましたように最終俸給をとりましますと、確かに最終時点での一俸給でございますので、過去三年にさかのぼって平均をして、いわば薄めるということがありまします。退職時における実質価値を最も反映するというところであるのかも知れません。しかし、その際問題になりますことは、先ほど触れましたような後発過去勤務債務の負担をどうするかというところであります。その基礎の取り方いかんによりまして財源の問題というのは当然かわってくるわけでございます。それからまた口はばっ

○説明員(津吉伊定君) 四十二年度を推定いたしましたところを申し上げますと、これは先ほど申し上げましたように、連合会その他単位組合で長

日に職した者のみこの恩恵を受けるのであって、それ以前の退職者及びそれ以後の新入者は通算の適用から除外されておるわけですね。以前の退職者のうち、判任官以上は恩給法によって通算されるけれども、雇用員は旧共済組合法の適用を受け、通算されないわけですね。せっかく恩給法で通算を認めた精神がこれじゃ生かされないのではなからうか。そうだとすれば、まことに遺憾のき

単純な井済組合の議論で割り切るのはきわめて不当であらうかと思うのです。恩給で通算を認めた趣旨を組み入れるならば、井済においても通算を認むべきではないか。掛け金に相当するものは国が補助するという手はありましよう。あるいは年金額の計算では若干の調整を行なうのが筋の通った公平な措置だと思ふのです。そういう措置もできるわけです。この点についてはどうもお考え

域保険として人事管理面を総合した制度に相なっておりますので、共済組合の新制度創設時において在職をしておったかどうかということが、新共済制度の性格の見方についてのいろいろな議論につながりますけれども、いわゆる初期過去勤務債務を社会保険、職域保険である共済制度においてどう扱うべきかという点、先ほど先生の触られました掛け金をしたかどうかというのも確かに重

要な一つの面でありまして、そういう共済制度の本質といえますか、そういう点からの検討をすべき議論が多々出ておるといふことでございます。もちろんこれは現在の結論をもって固定するための中し上げておるわけではないのでありますので、御了承を願いたいと思ふのであります。

○伊藤道雄君 これは実際問題として最後に一点だけお伺いしておきますが、シベリアとか、あるいは中共に抑留された人々の最後の引き揚げは三十一年の暮れであつたと思ふのです。これらの人々の中には、元満鉄とか、あるいは満州電電等に勤務しておつた人々で、三十二年春に国鉄あるいは電電公社に就職した人々が、時の調査によると、大体約三百人ぐらゐるわけですね。これらの人々はもちろん通算の恩典に浴してないわけですね。ここにいろいろ問題があるわけですね。国家の犠牲になつて、最も長い期間いて最後に引き揚げたのだから、一番長く苦勞してきたといふことがはつきり言える人々です。これが通算の措置から除外されておるといふのはまことに気の毒であり、そのことは、ことばをかえて言うとも、國としては片手落ちになるのではないかと、國が言えると思ふ。共済組合といふのは大体社会偏袒的な性格を多分に持った制度であるわけですから、そういうことから考えると、この不公平をそのままにしておかぬで、この改正後に入つた人についての通算措置については、先ほど一部御答弁はありましたけれども、最後に私は要望を兼ねてひとつ最終的に伺ひしておきたいと思ふんです。これはもちろんあなたに最終的な決意のほどをいふことも、大臣でないから責任ある答弁ができぬと思ふ。そういう意味で私も大臣の出席のない委員会はおよそ意味がないと思ふ。あなた方を監視するという意味でなく、最高の責任は大臣にあるわけですから、したがって、大臣がいまいないわけですから無理かもしれませんが、しかし、あなたの立場として一体どういふふうに考えておるか、こういうことを最後に要望を兼ねて伺つて一応私の質問を終わっておきたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは主として国鉄の問題だと思ひますけれども、ほかにも関連があると思ひますので、全部合わせまして私から答弁させていただきます。この問題いろいろと問題がありまして、どこでどういふふうにかつてくるかといふことで、そここの新しい切羽にまた不公平ができていかぬといふいろいろな問題がございますけれども、これは私どもかねてから御要望を伺つておりますので、それでこの問題は誠意をもって検討しようといふことになつておりまして、そのとおりに誠意をもってこれから検討いたします。

○北村暢君 私の実はお聞きしたいのは、伊藤委員からもう恩給共済のこまかい点について質問がございましたから、そういうことは一切省略いたしますが、私は先般、社会保障制度審議会から申入れのありました各種公的年金の給付額の調整等についての申し入れについてお伺ひしたいんですが、どうも質問をする対象の人が、この答申でも言つておりますように、年金等を主とする官庁がまぢまちでありまして、どこにどういふふうに聞いたらいいかちよつと判断に苦しむんですが、大体こういうものの相談の最後の締めくくりのところへいけば、大蔵省給与局へすべてこれはいくんじやないか。こまかい点についてはその監督官庁でやられるんじゃないけれども、結局調整するところは、大蔵省へいつてしまふんじゃないか。そういう意味において実はこれは大蔵大臣がだれかがいいんでしうけれども、主計局長が担当しておるのではないかと、主計局長が、そういう意味で御質問申し上げたいと思ひます。

まず、これらの公的年金の給付額の調整等について申し入れがあったのは、そのうちでも厚生年金、国民年金その他の私学共済、あるいは農林年金等の公的年金にも、共通的な改定基準の具体化といふものを要望せられておると思ふのであります。これについて今後どのように検討をされていくのか、どうも相手がはつきりしないのでありますけれども、主計局のほうで考えられておる範囲内でけつこうでございますから、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(武藤謙二郎君) この問題につきましても、最終的な責任者といふのは内閣だと思ひますけれども、実は七月六日に次官会議の申し合わせがございまして、それで公的年金制度調整連絡会議といふのが設けられて、議長は内閣の審議室長、それで皆さんに、いろいろな年金がございまして、おのの年金制度を担当する局長がこのメンバーになりまして、ここで検討するといふことになつております。

○北村暢君 当然、大蔵省主計局も入るのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 主計局長も入っておりますが、それは私どものはうが国家公務員の共済組合を担当しているという、そういう関係で主計局長が入っております。

○北村暢君 そうしますと、そういう公的年金の各庁間の連絡という会議ですか、これができて、これからこの共通的な改定基準といふものを検討する、こういうことになるのだらうと思ふのですが、それはいつごろをめどに検討されるのか。会議ができたといふことだけではわかりませんが、その予定その他おわかりになつていたらお知らせを願ひたいと思ひます。

○説明員(津吉伊定君) 御指摘の点につきまして、先ほど来申し上げましたように非常にむずかしい問題をそれぞれ含んでおりますので、ただ、先生御指摘になりましたように、所管庁も非常に多岐にわたつております。これはそれぞれが右頭左尾するといふ状態でありまして、作業が始めらぬわけでございますので、先ほど次長が申し上げましたような内閣において統一した検討を積極的、具体的に取らねばならぬと思ふので、そういう統一した責任官庁を定めて、関係機関との調整をはかりながら実効のある具体的措置を講ずるよう、これを具体的に何年度までと申し上げかねるのでございますけれども、可及的すみやかに検討を開始するといふことになつております。

○北村暢君 その責任官庁は先ほどお話になりました内閣審議室ですか、責任官庁と申しましたけれども、それは何になるのですか。

○説明員(津吉伊定君) まことに茶化すような答弁で失礼でございますけれども、事の次第から申し上げます。現在十以上に所管がわたつております。その所管がばらばらしてありますために、各分担の総合統一調整といふことをどこがやるか、さつき先生がおっしゃつたように非常に不明なわけですね、複雑でありまして、ですから、まずその統一した責任官庁を定めなければいかぬ。これは非常に喫緊の問題でありまして、まずそれから問題にいたしまして、統一した責任官庁がきまると、具体的な作業過程に入るといふ段階でございます。

○北村暢君 その統一した責任官庁といふのは目安すらまだついていないのですか。

○説明員(津吉伊定君) これは先ほど申しました次官会議申し合わせによりまして討議によりまして、どういふことになりまして、われわれも出席をいたしましたし相談をしなければいかぬところであると、かように考えております。

○北村暢君 それではまだきまらないということですね。

次に伺ひたいんですが、その社会保障制度審議会の申し入れの共通的な改定基準が具体化するまで年金額の改定を行なうといふものではないと思ふのです。したがって、私学共済、農林年金等についても今回の旧令共済、あるいは公共企業等の年金の改定に伴つて、それに見合うものが他の公的年金についても改定が行なわれなければならないんじゃないかと思ふのですが、そういう点について、大蔵省へ相談があるのじやないかと思ひますが、そういう点について知り得ている状況をひとつ御説明願ひたい。

○説明員(津吉伊定君) まことに恐縮でございますが、われわれの所管としては伺つておりません。

○北村暢君 その責任官庁は先ほどお話になりました内閣審議室ですか、責任官庁と申しましたけれども、それは何になるのですか。

○説明員(津吉伊定君) まことに茶化すような答弁で失礼でございますけれども、事の次第から申し上げます。現在十以上に所管がわたつております。その所管がばらばらしてありますために、各分担の総合統一調整といふことをどこがやるか、さつき先生がおっしゃつたように非常に不明なわけですね、複雑でありまして、ですから、まずその統一した責任官庁を定めなければいかぬ。これは非常に喫緊の問題でありまして、まずそれから問題にいたしまして、統一した責任官庁がきまると、具体的な作業過程に入るといふ段階でございます。

○北村暢君 その統一した責任官庁といふのは目安すらまだついていないのですか。

○説明員(津吉伊定君) これは先ほど申しました次官会議申し合わせによりまして討議によりまして、どういふことになりまして、われわれも出席をいたしましたし相談をしなければいかぬところであると、かように考えております。

○北村暢君 それではまだきまらないということですね。

次に伺ひたいんですが、その社会保障制度審議会の申し入れの共通的な改定基準が具体化するまで年金額の改定を行なうといふものではないと思ふのです。したがって、私学共済、農林年金等についても今回の旧令共済、あるいは公共企業等の年金の改定に伴つて、それに見合うものが他の公的年金についても改定が行なわれなければならないんじゃないかと思ふのですが、そういう点について、大蔵省へ相談があるのじやないかと思ひますが、そういう点について知り得ている状況をひとつ御説明願ひたい。

○説明員(津吉伊定君) まことに恐縮でございますが、われわれの所管としては伺つておりません。

○説明員(津吉伊定君) まことに恐縮でございますが、われわれの所管としては伺つておりません。

○説明員(津吉伊定君) まことに恐縮でございますが、われわれの所管としては伺つておりません。

○北村暢君 国家公務員の給与課は国家公務員共済だけだけれども、主計局長のほうはどうですか、主計局全体としては。

○政府委員(武藤謙二郎君) たいへん申しわけないのでございますが、私の担当は、先生御承知のように、農林省、運輸省、郵政省、建設省でございます。たまたま給与課だけが入っておりますので、この社会保障制度の問題は非常に大きいウエートを占めておると思いますけれども、その関係は岩尾次長の担当でございますので、私のほうはほんの一部だけタッチしていると、そういうことでございます。

○北村暢君 それじゃ、あなたの担当の農林年金については御相談がございましたか。

○政府委員(武藤謙二郎君) それもまことに申しわけないのでございますが、農林関係の団体の年金のことも実は岩尾君にやっていただいております。

○北村暢君 それじゃ、年金関係は、そうすると、岩尾さんのほうですね。それじゃ答弁者がおられないじゃ質問したてどうにもならないのですが、総務長官が見えましてから総務長官に聞けばこれはわかるのですかね。どうも年金の各省にまたがっているやつはどこへ聞いていいのかわからぬ、質問するところがね。総務長官もおわかりにならないのか、失礼な話だけれども。先ほど来御答弁があったのですが、非常にまちまち年金を統一し今度検討していくということで、次官会議も公的年金の連絡会議等と設けるということになったようでございますが、総務長官の知っておられる範囲内ではないのでありますが、今度の旧令共済、あるいは公共企業体等の年金の改定に伴って、厚生年金、国民年金等その他の公的年金の改定作業というものがどの程度進んでいるのか、このことを、おわかりになっている程度でよろございますからお知らせを願いたいと思っております。

○国務大臣(塚原俊郎君) とうてい御期待に沿えるような答弁はできないと思いますが、うちのま

あ総合調整の立場から審議室というのがございます。その審議室を中心としてこの問題の検討に当たることになっております。その第一回の会合をこの二十五日に開くということになっておりますから、いままでの質疑応答の内容はわかりませんが、大体見当つきますから、北村委員の意のあるところは、この会議に臨む連中に私からも指示を申したいと考えております。

○北村暢君 やはり年金というのは力のあるところはどうも改定されていくのですが、力のないところはどうも置いてきぼりになっていくという傾向があるのです。そういうことで年金の差が出てきているのだらうと思うのです。でありますから、この私学共済だとか、農林年金だとか、こういう発言力の弱いところはおくれおくれと、こういうふうになっていく傾向があるわけですね。こういう点についてひとつ十分な配慮をしていただきたいと思いますが、ひとつ大臣の所見を承りたい。

○国務大臣(塚原俊郎君) いろいろの御批判があることは私も聞いておりますから、まあ公平の原則というようなことをたてまえといたしまして、そういう批判のないような措置をとるよう努力したいと思っております。

○北村暢君 それじゃ農林年金の直接の担当者であります農政局長においでいただいておきまして、農林年金について、今度の国家公務員の共済年金の改定に伴って農林年金等これにバランスをとる意味においてどのような処置をとられようとしているのか、この点をひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員(森本修君) 今回の改正の要点は、法律の内容にもございますが、退職一時金の額から通算退職年金の原資を控除しないことを選択ができる期限を延長するという点を中心としたわけでございます。

○北村暢君 それはあとで質問しようと思つたことが、通告してあったものですから聞かないうちに答弁されたような感じがするのですがね。

そうではなしに、今度の国家公務員の共済年金の改定がいまこの法律がこでかかっているわけですが、改定が行なわれるわけですね。それに従って共済年金の改定もバランスをとる意味において改定が行なわれなければならないのじゃないかと思うのです。そういう点について作業はどういうふうに進んでいるのか、こういうことを伺っているのです。どうなんですか。

○政府委員(森本修君) 一般的な制度の調整の話ですか、それとも今回の……

○北村暢君 調整でなくて。今度の物価値上がりその他において年金改定をしているわけですよ。したがって、農林年金も改定を行なわないのかどうかというのを聞いています。

○政府委員(森本修君) 農林年金の給付の内容なり、制度の一般的な改正の問題だろうと思うのですが、農林年金のほうも、御承知のように、数々、法律の改正をいたしまして、昨年も御案内のような法律の改正をして、給付内容の改善につとめて来ております。しかし、なお昨年の法律改正の際にも、数点、附帯決議が附されておるわけでありまして、将来、給付内容の改善に努力を尽くす、こういう形に実はなっておるわけでありまして、ただ、その内容を拝見いたしますと、先ほど来御討議がございましたような各種の年金制度との調整の問題に帰属するようなことも非常に多いわけでございます。そういう観点から、私のほうとしては、各種年金の調整を考慮しつつ、そういう御希望に対してはできるだけ努力を払っていきたい、こういうふうなことでございます。

○北村暢君 次に、先ほど来、ちょっと出ました遺族に対する給付については、現行の各共済組合法では、「組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものをいう」という、その規定がなされておるのでございますが、その「主としてその収入」ということの解釈のために、給付が受けられたり、受けることができなかったりする

問題が今日出て来ているのです。この「主として」という文字を厚生年金法でははずしてあるわけなんです。そういう点で認定のしかたについて、年金において差があるようでありまして。したがって、私学共済、農林年金等は、やはりこの「主として」ということで、認定の際、はずれるものが出来て来ているのであります。厚生年金法と同様な「主として」というような文字をはずして、適用の範囲が厚生年金並みに行なわれる、こういうことにすべきではないかと思われるのであります。この点についてどのように考えておられるか、意見を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(森本修君) 大体、農林年金のたて方は、御案内のように、他の共済組合の制度のたて方とはほぼ同様の形になっております。したがって、農林年金のほうは、おそらく国家公務員なり、あるいは私学共済等と同様な形で運用されておると思つて、御指摘のように、あるいは厚生年金のほうとは若干違ったような形になっておるうかと思うのであります。これは制度全体を通じて、実はそういう共済組合の共通の問題と厚生年金との間には、若干、制度の発足あるいは立て方において異なっておりますが、面がございまして。したがって、先ほど来の各公的年金の調整問題、大きく言えばそういう問題が起つてきておるわけでございます。そういうこともございまして、私どもとしては、そういうことを考えながら、最近問題になっておるわけでありまして、共済組合のバランス、またそれと厚生年金との調整といったような一般的な問題を通じて、いま言ったようなことを検討してまいりたい、このように考えております。

○北村暢君 もう一つ農林年金について伺いますが、厚生年金の遺族年金は四十年の五月の改正によつて六万円に引き上げられた。法律で六万円に引き上げられたのであります。厚生年金の遺族年金というのは、六カ月加入をするという支給されることになっているようです。ところが、農林年金の場合は十年以上になつてい

て、資格が非常に良いものであるにもかかわらず、既裁定の遺族年金については厚生年金よりも不利な状態が出ているようであり、したがって、こういう点について何らかの改善措置を考えておられるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 先ほどの御答弁と同じようなことになって恐縮だと存じますが、農林年金のほうの要件は、大体、国家公務員なり、あるいは私学共済といったような一連の共済組合系統のもの、裁定の資格期間、あるいは遺族の範囲等が一致していますか、同じことにならうかと思ひのであります。で、先ほどの問題と性格としては同じことだろふと思ひますが、共済組合の一連のそういう制度の立て方と、厚生年金の立て方との間に、御指摘のように若干、差が出てきております。したがって、やはり、この問題について、公的年金の制度の一貫性といひますか、調整といひますか、そういう問題の一環として検討をしてみたいと思ひます。私も、どうしても、そういう観点から考えてみたいと思ひます。

○北村暢君 これは制度としてのいろいろな条件については、国家公務員の共済年金その他とバランスをとつておるようであり、農林年金の場合、遺族年金にしても、絶対額は各年金の半程度です。これは給与所得が低いからこうなるのだという結果になるのだろふと思ひますが、いゝゆる遺族年金等を見ても、いま問題になりました遺族年金等を見ても、厚生年金が六万三千円ちょっとですか、ところが農林年金は三万一千円ということで約半分であるわけですね。したがって、これは年金としては、やり方としては、制度上の問題としては同じであつても、絶対額が半分以下ということになるという、これは先ほど来、話のありますように、年金といへば生活——社会保障制度の一環ですから、農林年金の人は半分で食べていけるということにはならないのだろふと思ひます。した

がって、これはまあ年金だけの問題じゃなくて、根本的には給与の問題に關係してくるのだろふと思ひますが、まことにこれはお粗末な給与の状態で、こういうふうな思われるのであります。したがって、これは年金の問題以前の問題として問題があるのだろふと思ひますが、その場合、他の年金との關係からいって、給与の低いことも事実ですが、何らかのこの措置といふものは考えられなければならないのじゃないかといううらな感じがいたしますが、あまりにも差があり過ぎるわけですか、でありますから、この点についていかなる対策を持っておるか、ひとつお伺いをしておきたい。

○政府委員(森本修君) 手持ちの資料によりますれば、そういうことだろふと思ひます。といひますのは、年金額の実額を比較してみますと、農林年金のほうは他の年金の実額よりも低いというところであり、またその原因は、御指摘のごさういふように、主として現在の制度の立て方が、給与額をベースにして計算をされることになつておるから、その給与額の差がここに反映してきておるということであり、そればかりでございませんで、技術的な問題としては、あるいはいゝゆる組合員期間が、わりあい他の年金に比べて農林年金は短いといったようなことも、年金の実額の比較の中にあつてきておるといふようなことがあつたと思ひます。いづれにいたしましても、御指摘のように給付額が実額として低いといふふうなことがつづいておると思ひます。私も、もしも、従来制度の立て方が、農林年金が他の年金に比べて劣つておる、その結果さういふことになるのではなかつたかといふことで、できるだけ給付内容に關する制度の改善について、先ほど申し上げましたように、数次の改正をして、ほかの年金と見劣りがしないといふふうなことにこぎつけておるわけですが、

の改善には努力をしなければならぬだろふと思つております。なお、給与額が低いということは、結局において団体の経営なり経理に關係する問題であります。そういう点についても、ある意味では組合員の福祉に關係するものでござい、組合の経営、経理についても適切な指導を加えながら、この点についての改善をはかつていきたいと思つております。

○北村暢君 次に、総務長官にお伺いしますけれども、今回の改正で、衆議院で修正されたようであり、その修正点の一つ、通算年金の財源留保の選択権が昭和四十四年の十月三十一日まで延長するように議院修正がなされたようであり、通算年金制度が不十分で魅力のない内容だからと思ひますが、政府はこの際通算年金制度を抜本的に改善する、そのために支払い機構の一元化であるとか、あるいは年金給付額の引き上げ等について検討せられる御意思があるかどうか、お伺いをいたします。

○國務大臣(塚原俊郎君) 問題が大蔵關係でありますので、一応大蔵からお聞き取り願ひます。

○説明員(津吉伊定君) 総務長官、大蔵關係とおっしゃつたんですが、実は大蔵でもございませんで、これは厚生省關係になるかと思ひます。通算年金は、それぞれ通算年金通則法というものが御承知のように昭和三十六年にございまして、各公的年金制度の間を渡り歩きまして、それぞれ公的年金制度に属しておる間だけは年金の受給資格がつかないという状態の人も、国民年金を含めまして場合は二十五年以上、国民年金を含めない場合は二十年以上渡り歩いたトータルがそれ以上になりますと、各それぞれ属しておつた、渡り歩いてきた制度において通算老齢年金といふものを払うわけですが、それぞれから払うわけですから、その通算老齢年金は、御承知のように退職一時金の資格しか、いま申し上げるようになつて、その制度では資格はございせん。ところが、国民年金といふたてまえからいたしまして通算年金ができておるわけでございますので、その年金を

支給する状態になる場合の原資を、退職一時金から差し引きまして留保いたしております。その留保を、女子につきましては、御承知のように、昭和四十六年五月末までに退職をする人は選択ができるということに相なつておりますが、男子については、これも御承知のように、去年の十月末でその選択できる期限は切れておるわけでございます。

そこで今回、御指摘になりました修正された内容は、国民年金のたてまえを考えると、いま御指摘になつておられますようなことだけではございせん、ところが、通算年金といふもののあり方、それからその実態といふものを実情に即して考えなければいかぬという両面を考慮いたしまして、今回の修正としては、男子について四十一年を基準にいたしまして三年間延長を、昭和四十四年十月三十一日まで選択期間を延長しますという修正があつたわけでございます。で、通算年金は申すまでもありませんが、一種、貯金の思想と、それから生活保障をする年金という思想と混在をしておりまして、その生活保障的な面をどのように考へていくか、半面それぞれ渡り歩いておる人の原資につきまして、それぞれの制度からいま申し上げるようになつて、通算年金が、現にその制度に属しておる人がさういふ渡り歩いて、どこかでちよんになつて、さうして二十年以上で年金が出る、こういう人の財源を一体どこからどういふ条件を備へる人に出すべきであらうかといふ重要な問題がございまして、これは給付水準はできるだけ国民年金のたてまえに即して、よきにこしたことはないのござい、さういふ重要な問題の検討を終つた上で結論が出されるべきものと、私は承知しております。

○山本茂一郎君 私は、恩給法につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。大臣のお時間が非常に詰まつてゐるようでございますから、私は全般的な問題を四、五点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

そのお尋ねをいたす前に、私はここに審議中の

恩給法改正について反対の意見を持っておるものじゃございません。また、従来恩給法の改正をされました点についての努力をよく承知しておるつもりでございます。

そこで第一点としてお尋ねいたしたい事柄は、恩給法の基本の精神を尊重していただきたい、その点であります。今度の、四十二年度の恩給改正案の内容を見ますと、高齢者の優遇でありますとか、遺族妻子の優遇、傷病者の優遇というように、社会保障制に似た觀念が加味されていると解釈できる改正を行なうとするものであります。私は、この高齢者、遺族、傷病者の優遇に反対するものではないばかりでなく、従来からその必要を強く感じておるものであります。このことは非常によいことだと考えております。また現在の世の中には、恩給は社会保障の一部として措置すべきだとの考えを持っている方があるようにも承っております。しかし私は、原則的に見まして、恩給の基本觀念と社会保障とは異質のものであって、別の規範に立ったところのものだと解釈をしておりまして、この両者の立つ規範を混淆してはならないと考えるわけであります。さらに、以上述べたと別に、恩給には恩給の本然の姿がありまして一緒に、それに伴う基本的な条件があるはずであります。

しかるに今日まで行なわれましてこの数回の恩給改善のうちには、基本条件を満たすことよりも、便宜主義的な措置や末節の改正に甘んじたというふうな感じがしないでもない、こういうふうなことを感ずるのであります。私はこういう点について大きな関心を持っておる次第でございます。そこで総務長官にお願いしたいのであります。恩給と社会保障の関係、恩給本然の姿を守るというこの根本的のことに關するお考えを承りたい、こう思います。

○國務大臣(塚原俊郎君) 政府はこの恩給の問題につきましまして、今日までできるだけ努力をしましてまいったのであります。いま山本委員の御指摘のような御批判も私はちよいちよいにいた

すのであります。社会保障との関連についての御質問のように思いますが、私はこの恩給問題は、基本的には国家対国民の關係において処置すべきものであるという基本原則から、この問題の処理に当たってまいっておるつもりでございます。

なお、今後の問題と取り組む姿勢といたしまして、いま山本委員の御指摘になりましたようなことを考慮に入れながら、社会政策の一つとしての、国家対国民の關係において処置するこの恩給というものに対処してまいりたいと、このように私は考えております。

○山本茂一郎君 次に、今度の改正法案では、いわゆる仮定俸給の増加に際しまして、年齢による格差というものが行なわれておりまして、またこの法律の構成におきましても、従来の措置とは異なるものがあるように感ぜられるのであります。といひますのは、別表でやっておりますことを本文に入れるというふうな、そういう従来と異なっております感じがいたしましたのであります。私は、この改正法上にあらわれまして年齢区分は、恩給法上にあるいわゆる若年停止というものと別性格のものでありまして、言いかえまして、これは恩給本然の姿としての新しい条件をここに制定されたのではなくて、いわゆる暫定的措置として採用された形である、こう考えておるわけであります。これに対する政府当局の見解をお示しいただきたい、こう思います。

○政府委員(矢倉一郎君) 今回の恩給改正で、先生の御指摘のように、年齢によって格差をつけるという措置をとりました。これは旧来とも先生御承知のように、恩給法の本質を一応踏まえた中で高齢者優遇、それから重傷病者優遇というふうな一つの措置をとってまいりましたので、そこでそれを、今回の恩給審議会の答申を具現するとき、その考え方をこの中に取り入れたわけでございまして。したがってこの考え方は、旧来のそれと大体軌を一にしておるとは考えておるわけでございます。

○山本茂一郎君 私は、ここに議論しておりますのは、新しい恩給体制というものを白紙で議論しておるのではないと、こう考えるのであります。言いかえまして、現在の恩給は大東亞戦争以前において、政府が法律という權威ある方式によって国民に約束した事項でございます。しかも現在恩給を受け取る者、また潜在的な恩給受権者というものは、すでにこの法律において示されました条件に合致するよう義務を国家に対してすでに果たしてしまつた人たちであります。すなわちこれは既得権とも言うべき性格のものであると私は思うのであります。既得権の尊重というものは、それは法運用上の一大原則であると考えます。既成事実を無視するということは、これは私は一方的な破約でありまして、国家が国民の信頼にこたえるためには、こういうことはやってはならぬものだと思ふのであります。したがって、日本の國情が許す限り、戦時中に約束をいたしました旧恩給法の規定のとおり実施するという原則が当然のことであると私は考えるのであります。

さらに考え方を變更しまして、昭和二十八年において復活いたしました旧軍人に対する恩給には、旧軍人に対してのみいろいろ不当な制約が加えられておりまして、しかもその制約のうちの一部は、現在もまだ解決をせずに残されておるのであります。しかし私は、これらの、いまだ述べましたような状況は、すべて過渡期的な状態でありまして、日本の情勢が許されたならば、恩給法の本来の姿においては是正するべきものである、こう考えておるわけであります。もとより私は、恩給法が時代の進展に伴ひまして改正されるということに何ら反対の考えは持っておりませんが、先ほどから述べましたように、既得権的な条件を満たすというのをやめたり、あるいはこの事柄を輕視してはならないというのを私は主張いたしたいと思ふのであります。この点について重ねて政府の御所見を承りたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 御承知のように、軍人恩給は昭和二十八年の恩給法の特例審議会の答申に基づきまして再出発をいたしましたわけでございますが、まあ当時の事情を勘案いたしまして、戦前と比較して相当改変された姿で実施をされることになったのであります。しかし、その後の事情の推移によりまして、たとえは在職年の通算あるいは加算の復活等、逐次改善をされてきておるわけでございます。先生の御主張のように既得権尊重ということは、非常にごもっともな御趣旨でございますが、しかし、この法をどういうふうにして現在の社会的あるいは経済的な諸条件の中で合理化していくかということが、やはり恩給法という法律を運営していく場合にも重要なことではなからうか、かような点から、その後次第に合理化の方向をたどっているわけでございます。

なお、いろいろな御要望の点があることも事実でございますので、それらの諸点は、恩給の根本的な考え方をどのようにきめていけばいいか、こういうことで、恩給審議会も発足していることであります。御主張のような点については、審議会の御討議に待ちたい、かように考えておるわけであります。

○山本茂一郎君 多少考え方に一致をしないところがあるのじゃないかという感じがいたしますが、時間の關係上次に第二点に移りたいと、こう考えるのであります。

第二点といたしましては、私は、政府は恩給改正に關しまして積極性を持っていただきたい、このことを以下説明をいたしたいと思ふのであります。

現行の恩給法については、改善向上をしなければならぬものが非常にたくさんあると思ふのであります。しかも、その改善は緊急を要するものが多く考えられます。しかるに、今日まで政府は恩給の改善は、気持ちの上は別といたしまして、形の上におきましては、消極的な態度をとつた場合が多かつたという感じを外部に与えておると思ふのであります。それがために、やむを得ず恩給の受給者または潜在恩給の受給資格者が政府に要求するところの形をとらざるを得なかつた。これが

私は現在、現実の姿であると考えているのであります。これを国家予算の編成という一つの例によりまして、他の政府機関は、毎年積極的に改善事項を計画をし、その実行に必要な予算を要求しておるのに比ばますと、恩給に關する限りにおいては、先ほど言いましたように、少なくとも形の上においては全く消極的な行き方をしておると言わざるを得ないと思うのであります。それがためにまた受給者をして、誤解をし、いろいろ不平を持たすという形になっておることも私は事実だと思つてございします。私はいづれにいたしましても、これらの状況は好ましい状態ではないと、こう考えます。

昔、恩給というものが総理大臣の直轄事項であつた時代におきましては、総理大臣が各省予算の統括者という立場におきまして、恩給予算を積極的に要求するのを控えたというようなことがあつたかもしれないと思うのであります。しかし、今日総務長官が国務大臣であるのでありますから、他の政府機関と同様な時期と同様な形式のもとに、積極的に恩給改善の予算を要求すべきではなからうかと、こう考えるのであります。以上のような考えから次の事項をお尋ねいたしました、こう思います。

政府は四十一年に恩給法の改正を行なわれまして、その第二条の二においていわゆる調整規定が実現されましたので、私は政府が積極的にやるところの条件が備わりましたとともに、積極的にやるべき責任がここにはつきりしたと思うのであります。今後この規定によって正常な積極的な行き方をする考えがあるかどうか、また、ただいま進行中の恩給審議会の答申が昭和四十三年の三月以前までに正式に出されるような形になると思いますが、当然この答申の趣旨に従つて恩給の改善を行なわれるということは、常識からも当然判断できると考えるのであります。そこで、こういうような点から考えまして、今後における恩給改善については、政府が積極的に提案をすべき時期に入つた、またそうせざるを得なくなつた、こうい

うふうに考えるのでございしますが、この点について政府の御見解をお示しいただきたい。

○国務大臣(原田俊郎君) 総論と各論に分かれておるようでありまして、私から総論についてのお答えを申し上げます。

従来の政府の態度が消極的ではないかというお話であります。私はそうではないかと考えております。できるだけのことはやっています。たつたこと、そしてまた恩給年額の面においては、昨年の法律改正によって、恩給年額の実質価値を維持するためのいわゆる調整規定を設け、さらに恩給審議会を設置して恩給に關する重要問題を調査、審議していただくなど、恩給の改善について従来よりも一そう積極的に努力してまいりましたので、なお、先ほど申しました国家對國民の觀念というものを基本といたしまして、前向きに進んでいきたいと考えております。

それについて、私の御質問の趣旨を御理解いただくために、少し小さなことを申し上げたいと思つたのであります。今後の改正が実施されましたときにおいて、物価指数というものを考えてみると、次のとおりになると思うのであります。昭和九年から十一年の物価指数を一と、こう仮定いたしましたときに、日本銀行の調査によりますと、昭和四十一年の一月から十二月の総合統計の全国物価指数は三七・三・三倍ということになっておるわけでありまして、そこで同じ昭和九年ないし十一年の恩給というものを一といたしまして、今度改正される仮定俸給の一〇〇増のものの倍率を比べて見ますと、これは兵の階級において二百三十八倍になりまして、前に比べますと百三十五倍というものは不足ということになるわけでありまして、将官の例をとりますと、現実に百二十四倍になりまして、前に比べますと、ここに二百四十九倍というものが実施をされず残されておると、こういう形になるわけでありまして、またたとえ貨幣の価値という点から見ましても、恩給は実質的に下がっているということ、私は、私は事実だと思つております。

自分はこの問題に取り組みまして、できるだけのことはやっています。たつたこと、そしてまた恩給年額の面においては、昨年の法律改正によって、恩給年額の実質価値を維持するためのいわゆる調整規定を設け、さらに恩給審議会を設置して恩給に關する重要問題を調査、審議していただくなど、恩給の改善について従来よりも一そう積極的に努力してまいりましたので、なお、先ほど申しました国家對國民の觀念というものを基本といたしまして、前向きに進んでいきたいと考えております。

また、恩給法の中において旧軍人としからざる者との間において、適用条件に不均衡のあることは、これは当然のようにいままで見過ごされておるといふように感ずる。これが事実だと思つたのであります。その例として大きな四つの点を申し上げたいと思つたのであります。い、いわゆる加算年額、恩給金額をつけたいという点、仮定俸給年額、いわゆる号俸の格づけという点において、同じ

階級であつた旧文官と旧軍人間において、現在では旧軍人は文官に比しまして十二号俸ないし二号俸の低位に置かれてあるという事柄。第三点、いたしまして、一時恩給支給の年限に文武間において非常な差別待遇がある。言いかえしますと、文官は加算を入れた三年にならば一時恩給を渡しておりますが、旧軍人においては連統七年という条件がありまして、現実に召集されておる軍人において連統七年の勤務というのはいくらういふものであるか、ほとんど与えないということと同じ意味になっておるのであります。そのほか戦地外勤務でありますとか、各種の職務加算というものについては未処遇であるという事実であります。

調整規定が二条の二でつくられまして、私たちは、この二条の二の運用が今後の年金調整に非常な動きをするであらうと思つたのであります。が、ただ御承知のように、恩給審議会におきまして一番重要な課題として目下審議中ではございします。その結論に従つて、政府側も今後の恩給改善に努力していくことになるわけでありまして、○山本茂一郎君 それでは第三点についてお伺いしたいと思つたのであります。

それは現在の恩給年額と恩給支給条件といふ

これを私はさらに実例をもつて御説明を申し上げたいと思つたのであります。実例としましては、恩給局でよく御承知と思いますが、ここに実在の人間として、昔關東局において警察監獄職員として勤務して、現在普通恩給の受給者でございまして、その基礎となつた在勤年数は四年四月でありまして、それに加算を加えて十二年一月間ということになります。この方の現在受けておる恩給は四万九千二百三十四円ということでありまして、ここに二年一月間の勤務をいたしまして、そこに先ほど言いました警察官としての勤務四年四月を加えて、実際の勤務が六年五月間になつたわけでありまして、言いかえしますと巡査としての勤務よりも二年一月多いのであります。ところが、これを二年多い勤務を入れて軍人の現在の規則による恩給金額を計算いたしますと、二万八千五百五十六円になるのであります。これが四年四月の巡査としての短い期間の人が、先ほど言いました四万九千二百三十四円というものに比して非常に差があるといふことであります。いろいろと加算年に金額を入れてほしいといふと思いますが、この現実の例をごらんいただいて、ひとつ、理解を深めていただきたい、こういうふうに考えるのであります。

もう一つ、第二点の号俸の問題について御説明いたしたい思うのであります。これは現在兵庫県に住んでおる人でございすが、これは六年間現役兵として海軍につとめた人でありすが、その後十二年六月間京都府の巡査として在勤をしたのであります。ところが、この方が警察官と軍人の通算をやりました、十八年という形において文官恩給を受けておりますが、八万二千八百八十円の恩給を受けておるわけでありすが、この方はたぶん軍人では軍曹くらいの方だと思ひます。といひますのは、この方のいま受けておる号俸は三十四号俸なんです。ところが、この人はこゝまでになるまでは、いわゆる昭和三十一年の法四十九号によつて三号俸、三十六年の百三十九号によつてさらに号俸が上がつておりました、さらに四十一号の百二十一号によつて三十四号俸になつておるのであります。ここにその人がもし軍曹という形でありましたならば、この人の計算しますといひ、恩給は五万七千三百八十二円でありまして、いわゆる旧軍人においてはちょうど十二号俸下がつておるというわけでありすが、一方においては軍曹と同じ階級の旧文官として受けておるこの恩給が、もし旧軍人として受ける場合においては少佐でなければ同じ金額にはならない。これが現実の姿でありまして、これではいろいろの、私のような号俸の計算に、必ずしも御同意をされないことは私も存じておりますけれども、現実の姿はかくのごとく、旧軍人というものが特別な制限を受けておるといふところにひとつ御了解をいただきたい。われわれは単なる望論をしておるのではないといふことを御了承をいただきたいのであります。

そこで、この金額と条件が現時点において適正妥当なものと考えるか、また文武間に不均衡の存在を認められるかどうか、もし認められるならば、これを是正される必要があるとお考えになるかどうか、総務長官の御所見を承りたい。

○国務大臣(塚原俊郎君) まあいろいろの例をお引きになりましての御説明、私もよい勉強になつたのであります。が、文官と武官というものの、今まで文官の場合には例の不合理是正というものが何回ありましたか、五回くらいにわたつて行なわれたと、武官の場合には二回しか行なわれなかつたといふところにも原因があると思ひます。が、明らかにこの不均衡といふものは認めざるを得ないと思ひます。逐次改善の方向には持つていくかと思ひますが、十分これは関心を持たなければならぬ問題である。恩給審議会でも、これをいま大きな課題として取り上げております。われわれもこの不均衡是正のため努力しなければならぬと思ひます。

○山本茂一郎君 時間がありませんからそれでは第四点に移ります。これは恩給審議会の問題についてお尋ねしたいと思ひますが、内容を省略いたしまして、最後の結論的なことをお伺ひいたしたいと思ひます。

今度の恩給改正は昨年の中間答申の趣旨を尊重せられまして、大体一割の増加といふものによつて編成をされたかと想像するのでございすが、私はいま恩給審議会も進捗中でございまして、この正式の答申をいつお出しになるかという問題について、いろいろ御見解もあるかと思ひます。し、また四十三年度の予算編成に間に合うように、どういふような処置をするか、また間に合わないか、かういふようないろいろな未確定の事情があると思ひますけれども、私の概念といたしまして、感ずるところによりまして、以上述べたところによつて御理解をいただけますように、現在受けておる恩給といふものがいろいろな趣旨から、方面から見まして、緊急に処置をしなければならぬ私は実情にあると、こう考えるのであります。かういふ意味におきまして、この四十三年度予算に恩給審議会の答申が間に合なかつた場合においても、何らかの処置をとられる必要があるかと私は考えるのであります。また、先ほど申しました恩給法二条ノ二の調整規定の精神に基づきまして、そういう面が出てくると思ひますのであります。これに對しますとこの御所見をお伺ひ

いたしたいと、こう考えます。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給審議会は、先生御承知のように昭和四十三年三月末までの終期になつておりますので、目下審議会としてはすでに二十数回の会合を開かれまして、非常に精力的に問題と取り組んでいただいておりますのでございすが、したがつて私たちは、この恩給審議会の答申がどのように出てまいりますか、実は期待としては、あるいは先生と一致した考え方になろうかと存じますが、審議会のことでございまして、審議会の御審議の模様を私たちは待つて考えていくということが本筋ではなからうかと考えております。しかし、反面、この恩給につきましては、受給者側の立場がございまして、これは必然的に受給者は切実な要求をお持ちでございまして、したがつて政府側の努力をいたすべき方向といたしましては、この受給者の立場というものをできるだけ配慮しつつ、この審議会の答申をお待ちする、かように私たちは考えてまいりたいと思ひます。

○委員(豊田雅孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員(豊田雅孝君) 速記再開。

○委員(豊田雅孝君) 速記再開。

○瀬谷英行君 ちよつと質問したいんですが、この審議でも相当ややこしいわけですが、いろいろ意見が出てゐるのは、結局はもとをたせば、恩給といふのは非常に複雑になつてゐるというところ、かう思ふのです。そこで総務長官にお伺ひしたいんですけれども、この現在の恩給といふものをもつと簡素化する、整理をして簡素化するといふことができないものかどうか、そういうことなんです。で、長年の間で該当者が多いわけですからね。そうすると物価、貨幣価値が変わつておる、世の中の仕組みが変わつておる、おまけに内容が、軍人もあれば文官もある。その軍人の中にはいろいろある。軍族がある、外地勤務云々、いろいろな複雑な要素がからみ合つておるわけですね。だから恩給局にしたところで、かういふ複雑な内容を持つていけば、よけいな人間も必要とするんじゃないかと思ふ。だから思い切つてこの恩

給の内容に改正を加えて、その恩給の体系そのものを簡素化するというふうにしたほうが、私は合理的じゃないかという気がするんです。それは過去において検討されたことがないのかどうか、今日においてできるものかできないものか、その点をお伺ひしたい。

○国務大臣(塚原俊郎君) 恩給がややこしい、繁雑であるといふことをよく言われております。それからいま瀬谷委員御指摘のようなことも、私もこのポストにつきましてから聞きまして、事務当局に、何かもっと簡単にやれる方法はないかといふことを研究するように言つておいたんですが、何せ既得権の積み重ねと申しますか、そこにまあなかなか簡素化といつても一がいに踏み切れない面もあつたやうでありまして、御指摘の点は私も深い関心を持つておりますので、せつかくの恩給ですから、もっと簡単にわかりやすくいくような方法、これをだんだん考えていきたいと思ひます。現在のとこ妙案はないわけですが、やはり研究すればいい案も出てくるんじゃないやうか、事務当局に強くこれは命じております。

○瀬谷英行君 私の父親も恩給もらつたわけですが、けれども、たとえば老人クラブであるとか、そういうところに入らなかつた場合には、いろいろな昔の職業の人がいるわけなんです。二十年前、三十年前にやめたという人がいるわけなんです。すると、そのやめたときでも、つまり現在の年齢でも、恩給が違ふわけですよ、格差があるわけですよ。で、たとえば二十年前にやめた、たとえば恩給局長あるいは部長クラスと、三十年前にやめた人——生きておるかどうかわからぬけれども、そういう人と比べてみたところ、うんと違ふでしょう。そうすると、貨幣価値がこれは変わつていなければ別だけれども、貨幣価値が変わつてきて、しかも現在までいろいろ機構が変わつてきてゐるわけですから、うんと複雑になつてきてゐるわけなんです。それは昔の既得権といふものを何とかそのまま維持しようとしても、現在に当てはめた場合は、どつちみちこれはうまくいかないと思ふんで

すよ。どっちもちうまいかないものならば、これを大きく何段階かに分類をしてしまつて、若干の違ひのものは一緒にするといふことはあるかもしれないけれども、そういう方法を講じないと、簡素化するといふことができないだらうと思ふ。

だから極端な話が、一枚の表を見れば、自分の恩給は幾らになるといふことが一目でわかるような方法、あるいはこれからやめる人にしても、そののどかに該当するといふふうな方法をもつて、どっちもこれは仕事をしないで金をもらうわけですから、過去はどうであらうともです。現在においては仕事をしないで金をもらうんだから、そんなに昔のあれでもって差別を多くつける必要はないわけです。だからそういう意味では簡素化するといふ方向に整理をすることのほうが、問題を合理化するために私はいいんじゃないかという気がする。これは専門の局長の見解を承りたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生の御指摘のように非常に複雑にできておりますので、実は国会でも御指摘を受けて、私たちは何とか方法を考えたいといふふうに思つておるわけでございますが、御承知のように恩給の仕組みが退職時の俸給と、それからそこまでの間にどれだけ勤続されたかといふ、つまり退職時俸給と勤続年数ということが非常に重要な要素になっておまして、したがってそれをそのまま持っていくと、たとへば昔の給与そのままだけでいいますと、たゞそれを實質的な価値といふものを考えてまいらなければなりませんので、昔五万円たてば五万円たつたものが、今日幾らの価値にすべきであらうか、こういう見方で、実は實質価値の維持という形で給与の改善を考えてまいつたわけでございます。そこでその退職時の当時の俸給のいわゆる表がございますから、その表でその人の年金がきまつてきておりますために、実はそれを根本的にがらりと変える方法は一つあるかもしれないと思ふ。あるいはそれが、先生おっしゃつたように一つの表でまとめてしまふということかもしれせん

が、ただその場合に、旧来どういう状態になつていたかといふことをまるっきり無視していいかどうかといふ一つの技術的な問題がございまして、そこでそれをいま先生の御指摘のような一表にかなかまじめにくうございまして、しかし、それを御承知のように仮定俸給方式といふことでそれをごらんになれば、大体自分の恩給といふのはどれだけのなるかといふことの見当がつくわけでございますが、ところが、いま先生の御指摘のように、その恩給に種類がございまして、つまり普通恩給とか、あるいは普通恩給の中には軍人と文官に分かれておる。遺族の分、また傷病年金、こういふふうな種類が多いものを、しかも實質価値の維持をはかつていくといふことで、非常に私たちが苦心はしているんですが、なかなかいまままでに簡単に処置していきまふ方法が実は生まれてなくて、現在もまだ検討をさせていただいて、かような段階でございまして。

○瀬谷英行君 最後にひとつ要望をして終わりたいと思ふのですが、こういふふうな法律をしようといふ出さなければならぬわけですね。物価が上がると、ほうっておけば實質的に恩給もらつていく人のもらつていく金の価値は下がっていくばかりでしょう。しよつちうこういふふうな恩給法の一部を改正する法律案といふものを提案しなければならぬ。しかもその内容が複雑にできていて、相当人手を要するわけです。行政管理庁長官も見えてくるけれども、まあ長官に質問するつもりじゃなかったんですが、内容がこういふふうな複雑になつていくといふことであれば、それだけ人手を要するわけです。むだが多い。行政管理庁の立場で見ても、恩給の内容には相当問題があるのじゃないか。だから、これをやはり思い切つて整理するために、種類であるとか、年限であるとか、地位であるとかによつて違つたやつを、全部一律にはできないと思ふけれども、これを整理すれば、ある程度はこれは一緒のものができると思ふのです。これはある程度は、これはおれのほうがかんたうは多いはずだけれども、結果的には

同じになつたとかなんとかいふいろんな問題が出てくるかもしれないけれども、そういうものはある程度忍んで整理しないと、簡素化できないだらうと思ふ。それをやるためには、従来のやり方をいつまでも踏襲しておつたのではだめだろと思ふ。だから、實質的にもらう金が、貨幣価値の移動によつて変化しないように、自動的にスライドをするような方法をとつておいて、しかも、内容を思い切つて整理すると、こういふふうなすれば、一々その改正の法律案を出して、しかも、わすらわしい手続を要しないで私は済むのじゃないか。そういう方法を講ずるべきでないかといふ気がいたしますので、その点について要望すると同時に、その簡素化といふこと、整理統合といふことが、簡素化の方向に向かつてこれから検討することができるといふか。審議会がその方向で

もつて、方向を与えなければ、審議会自身がそういう答えを出すことができないものかどうか、その点についてお伺いしたいと思ふ、最後に。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給審議会におきまして、いま先生の御指摘のような問題、つまり年次別格差といふ点でございまして、その点についての実地はやはり御審議をいただいております。それから、もう一つ先生御指摘の、いわゆるスライドするといふこと、これは昨午国会で、恩給法二条の二という改正をいたしましたので、これによつていま先生御指摘の實質分の維持といふものをどのようにするかといふことについて、一つは物価、一つは国民の生活水準、もう一つの要素として公務員給与、大体この三つの柱をよりどころにしながら調整をしていく、その具体的なあり方を実は恩給審議会でも御審議いただく、かようなことに相なつております。

○委員(豊田雅孝君) 速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
午後六時から再開することにしたし、暫時休憩いたします。

午後五時八分休憩

午後六時十九分開会
○委員長(豊田雅孝君) 内閣委員会を再開いたします。
許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。
本法案の提案理由はすでに説明を聴取しております。それではこれより質疑に入ります。

関係当局の御出席は、松平行政管理庁長官、北畠政務次官、大國行政管理局長、稲木行政監察局長、以上の方々であります。

○稲葉誠一君 この法律について聞く前に、行政管理といふことが、行政改革といふか、そういうことについて一般的なことをお尋ねしていきたいと思ふんですが、この行政改革といふようなことは、いつごろから言われるようになったんですか、大体でいいですよ。

○国務大臣(松平勇雄君) これは起源といふと、なかなかむずかしいことでございましてけれども、大体大ざっぱに、戦争中に相当機構が膨張いたしましたので、終戦後それを縮小するというのが初めてございまして、実際に今日いわれております行政機構改革といふのは、御承知のとおり、佐藤喜一郎会長によりまして答申ができました、いわゆる臨調の答申ができましたから、つまり昭和三十一年でございまして、それ以来この行政機構改革といふのに対して特に力を注ぐようになってまいつたのでございまして。

○稲葉誠一君 臨調といふんですか、それらができて、現在までの推移状況ですね。これは大ざっぱな話で、あまりこまかくやるとそれだけで一時間ぐらゐかりますから、現在の推移状況はどの程度かといふこと、それが実施に移されているのはどの程度かといふこと、政府委員でいいですよ。
○政府委員(大國彰君) 現在までに実施してまいりましたものは、大ざっぱに申し上げまして、機構の面では行政監理委員会の設置、それから大蔵

省の臨時貴金屬處理部の廃止、総理府青少年局の設置、経済企画庁の国民生活局の設置、文部省調査局の廃止と文化局の設置、通産省の軽工業局、繊維局を、これを化学工業局、繊維雑貨局への再編成、それから閣僚懇談会、各種審議会等の整理、これが機構関係であります。

なお、運営面の改善につきましては、苦情相談担当者の設置、通関関係行政の系統等の改善、それから立ち入り検査の改善、それから各省決裁制度の改善、休憩時間、休日等におきます受付機能の維持、許可可の簡素化等をやつてまいりました。

○稲葉誠一君 それらは臨調の答申の全体から見ると、現在ほどの程度まで進んだんですか、大ざっぱに言つて。これも目の予算になりますけれども。

○政府委員(大園彰君) 大ざっぱに申しまして、臨調答申が何ぶん相当膨大な、また内容の重要な問題にからまつておりますので、パーセンテージ等ではちょっと表現できないのでございますが、できるものからその実現をはかつておるわけでございまして、相当程度改善の裏が上がつたと、かように思つております。

○稲葉誠一君 それはもちろん大ざっぱな話であつて、なぜ大ざっぱなことを聞かかといふと、全体の中でたとえば九割九分もでき上がつていながら、これはもうということもあるんです。五割とか、二割か三割かということによつても、将来のいき方が違いますし、これはほんとうに大ざっぱなことになりますよ。一つのことをやつたとしても、一つのウエイトの取り方が同じ件数であつても、軽いものと重いものがあるといふことになつてくるから、これは正確なことはもちろん言えないと思うんですけれども、大体目の予算で半分ぐらいいつたんですか、その辺までいつていますか。

○政府委員(大園彰君) 残念でございますが、まず三割程度までじゃないかと思つております。

○稲葉誠一君 そうすると、今後のものの中には

まだわずかしい問題が残されているわけですか。全体の三割ぐらいいつたら、あと七割ぐらいいつていられるわけでしょう。その中で具体的には、そうするとむずかしい問題が残っているのじゃないかと、こゝろ思いますけれどもね。どういふ点がおもに残っているんですか、これもそうあまりきんきんきんとなかなか言うのは困難かもしれませんが。

○政府委員(大園彰君) まだ実現を見るに至つておりませんのは、相当問題が根本的に触れるものが多いわけでありまして、中央省庁に関する問題あるいは行政機構の統廃合、これは一部はできたわけでございますが、これが相当部分残つております。それから公社・公団等の改革につきましても、ほんの一部でございます。それから広域行政の問題、首都行政の問題、それから公務員に関する改革意見、そういったところがまだほとんど手もつけられずに残つていられるというふうな状況でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、全体はあれですか、どの程度の年限でやりたいといふ、こまかいことになるとむずかしいですけれども、大ざっぱに言つて、どの程度でやりたいわけですか。あと十年くらいでやるんですか、百年――百年といふこともないけれども、五年でやる、あるいは十年くらいでやりたいの、大ざっぱのあれはないの、計画は。

○説明員(岡内豊君) 大体大ざっぱな考え方でございますけれども、私どもとしては、主要なもの、できるものはこゝ一、二年のうちに実現をしたいと事務的にはそういう考えを持っておりまして、関係省庁の了解がなかなか得られないということもございまして、非常に手間取つております。それから非常にむずかしい問題になりますと、これは相当長期的に考えまないとなかなか実現しにくいのではないかと。たとえば行政手続の問題がございまして、これなどはちょっと早急に手がつきかねる、こゝろに思つております。

○稲葉誠一君 これは行政管理局という役所は、

全体の役所の中で特殊な役所だし、実際の仕事を始めていくについて、やるにはいろいろ各方面から抵抗があると思うんですよ。こゝろの点の何かあれですか、具体的な例といふと語弊があるけれども、どんな各方面から、いろいろな方面から抵抗があつたかといふような話はありませんか。参考になるんだ、国会として関心があるところだから。一番抵抗しているのは国会議員の一部の先生が抵抗してくるんだらうといふことも言えますけれどもね。それはあとの話にして、具体的な何かあります、このまゝ何かあつたんじゃないですか、いろいろ。

○国務大臣(松平勇雄君) 具体的な例とおっしゃいますと、非常に困るわけでございますけれども、最近いたしました下水道の一本化の問題が一つの例になるかと思ひますが、御承知のとおり、これは建設省と厚生省の共管になっております。終末処理は厚生省が担当いたしております。それからその他のパイプのほうは建設省がやつておるというふうなあれもございまして、非常に都道府県あるいは町村では二元行政で困つておつたケースがあるわけでございます。その場合でもやはり行管の勧告といひましては、建設省に一本化といひうの出したわけでございますが、これに対して厚生省が非常な抵抗があつて、なかなかその調整がつかないといふような問題がございまして、しかし最後に、厚生大臣の国務大臣としての大所高所からの判断によりまして、円満に解決いたした次第でございます。一応その過程におきましては、厚生省の担当からの抵抗が非常に強かつたといふことは言ひ得ると思ひます。

○稲葉誠一君 具体的にたとへば一つの省の中の一部の機構を廃止するといふようなときには、どこでどういふ相談をして、どこで最終的な結論を得る形に持つていくのですか、実際にどういふふうにするのですか。

○国務大臣(松平勇雄君) 私のほうはあらゆる角度からしか公平に調査いたしまして、また臨調の答申を尊重いたしまして、勧告という形で相手

の省に出すわけでございます。したがひまして、裁判官のような判決を下すといふような強力な決定権と申しますか、権限はないわけでございまして、それを受けた所管の省庁の長たる大臣が、それを勧告どおりに行管に移すかといふことは、やはり責任をもつて所管庁の大臣が決定することになっておりますから、要するに各大臣が並列に並んでいられるといふような関係で、それ以上私のほうは強く推し進めることはできないわけでございます。最後は総理の裁断といふことも考えられますけれども、なるべくそこまできいかならうと説得し合つて、了解し合つて、してもらつて実行に移すといふような形でやつております。

○稲葉誠一君 人数なども行管のほうはあまり多くないわけですね。全部で何人くらいいるわけですか。

○政府委員(稲木進君) 千六百くらいです。

○稲葉誠一君 千六百くらいですか。それで行政監察、各省のことやりますね。各省のほうではあまり、率直に言つて、おもしろく思つていないところもあるわけですね。そこでこの前あるところへ行きまして、「行政監察月報」出ているの、毎月もらいますね。あれに出ていられるのは、行管の監察の結果といふのは非常に詳しく出ているわけですね。詳しく出ているので、行管といふのはたいしたものだ、こんなに詳しく短日月の間に監査できるのはたいしたものだといふことを言つたわけですよ。そうしたらその省の人がおこつておりましたよ。そんなことはありませんよ、これはみんな私のほうの省から出た資料です、自分のところの省で問題点を出して行管へ提供するのだといふのです、そうして行管はほとんどそれを写してやつていられるのだ、月報に載つていられるのだ、こゝろののです。うそかほんとうか知らぬけれども、それは一つの抵抗かもしれないけれども、資料は、各省の行政の問題点なんといふのは、やはり各省から資料出されるのですか、それで監察するのですか。

○政府委員(稲木進君) 監察をやる場合におきましては、私も最初何々行政の監察をやるといふ場合には、その行政についてやはり一応問題意識といえますか、そういうものを持っておるわけでございます。そういう問題意識を持ちまして、それに付きましていろいろないわば仮説といいますが、そういうものを立てまして、そうしてその仮説について実地に調査する。実地に調査すると申しまして、結局いま先生のおっしゃったように、その相手方の役所におきまして、いろいろの關係の資料の提出を求め、そうしてその役所から出ましたいろいろなデータを十分に内部でよく検討しまして、われわれが最初に考えておったような問題意識がはたして正しいのかどうか、仮説が正しいのかどうかということを内部的に検討しまして、その結果、やはりこれは最初の仮説のような問題がある、あるいはこういうふうに考えましたけれども、これは相手から出た資料その他を見まして、どうも間違っておるといふようなことで、だんだん落としたり、あるいは新しく問題を引き出したり、そういうようなことをやりまして、そうしてそれに基づいてその改善を要するかどうか、そういう点を見きわめて報告する、こういうふうな段取りでございます。したがって、いま調査しました場合に、いろいろ相手から資料をもらいますから、その資料そのものは、もちろん先生のおっしゃる通りに相手から出ているのだと、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 千六百人くらいいて、各監察局は各県にありますね。それから管区もありましたね。だからそうしてたとえ本庁では各省の受け持ちはこの人とか、そういう形はいま置かれてあるんですか、それはどういふふうになっておるのですか。

○政府委員(稲木進君) 現在私どものほうには、私の下に審議官というのが四名おまして、そうしてこれはいわゆる総括整理職といいますが、大體組織としては、監察官が十二名おまします、そのうち一人だけは行政相談のほうの仕事をしておりまして、十一名の監察官が一応省庁別に分担をきめております。したがって、たとえば厚生省關係の担当の監察官、農林省關係の担当の監察官というふうな仕組みでやっておるわけでありまして。したがって、その監察官は、できるだけ常時その担当の省の動きといいますが、そういうものをキャッチするような形でやっておるわけでございます。

○稲葉誠一君 十二名だとすると、一人が幾つもお受け持つ……、どういふ方がそのいうことをやっておられるのですか。大體私の聞いた範囲では、元の拓務省の系統の方とか、拓務省というところばが悪いけれども、拓務省ね。それから外務省というか、引き揚げてこられた方とか、そういう方が多いですね。それから新しく入った方も多いと思いますけれども、それだから専門的な知識といつてもなかなかないへんですわね、正直な話。専門的な知識を得るためにどういふふうな勉強をされるのでしょうか。省によつては非常にやまやまい省もあると思います。なかなかわかりにくいところもあるし、秘密主義なところもあるし、なかなかないへんだと思いますが、どういふ方がおられて、どういふふうな訓練というか、学習というのをされたわけですか。

○政府委員(稲木進君) 現在監察官として働いておられます者の過去の経歴といいますが、これは行政管理庁全体がそうでございますけれども、もともと戦後できた役所でございます。そういう関係でいろいろな出身者がおります。たとえば昔から内地の役人経験者、たとえば内務省系統の仕事をしておったということで、たとえば各府県の第一線の行政を担当しておった者もおりますし、また戦後外地から引き揚げてこられた人たち、外地から引き揚げてこられた人の中にも、たとえば朝鮮とか台湾とか、そのほかのところでも官吏として勤務したり、あるいはまた満州国の官吏等を経験した人もおりますし、たとえば満鉄その他の系統につとめた人もおります。いろいろ純粹の民間の会社等の経歴、職歴を持った人がございます。いろいろとございしますが、監察の仕事というものは、これは非常にむずかしい仕事だと思ひますし、先生もおっしゃる通りに、各省のやっている仕事はかなり専門的な分野がございしますので、それに対して監察し得るだけの能力を、何と申しますが、つちかいていくといふことは、非常に困難な仕事でございますが、しかし、行政管理局の行政監察が始まりましたから、もうこれで十数年になるわけでございます。したがって、過去にそういうふうな行政経験がなくても、今日まで現在監察官はすでに十数年行政監察の経験を持っておりますというところでございしますので、その点では平素の勉強とあわせて、私は十分に能力を持っているといふふうに考えております。

○稲葉誠一君 たいへん御苦勞されていると思うのです。私の友だちなんかもおまして、たいへんに一生懸命勉強しております。前は経済調査庁がありましてね。あれの人もいるのですか、あれはどうなっているのですか。

○政府委員(稲木進君) 経済調査庁が昭和二十七年ですか、なくなりまして、その当時調査庁に勤務しておった大部分は行政管理局に入ってきた、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 行政監察というか、行政管理局というか、それをやるのには、行政監察官というのですか、その法律上の権限、たとえば会計検査院の人たちに比べての権限というのはどうなっておりますか。

○政府委員(稲木進君) 監察を担当します職員は、個人としては権限は別にございせん。たとえば検査官だとか、かつての、いま経済調査庁の話が出ましたが、その当時は経済調査官というふうなことで、その個人に権限がございました。現在の行政監察につきましては、そういうふうな調査を担当する個人に格別権限があるわけではございませんが、一応行政管理局設置法では、監察については長官の命を受けて監察をやり調査をやる、こういうことになっておりますので、いわば権限というものは、行政管理局設置法のはうではすべて長官の権限である。その長官の権限を受けて調査を担当する、こういうことでございます。その場合に、長官の権限につきましては、行政管理局設置法の第四条に書いてございますように、調査につきましては、たとえば実地に相手方のところへ行つて帳簿その他を出してもらつてそれを見るというふうな、いわば実地調査権といいますが、そういうもの、それからその場合において、相手方が行政機関の場合においては、これを拒んではいけないというふうな規定がございします。

○稲葉誠一君 経済調査庁と行政管理局と、仕事の性質がだいぶ違ふのじゃないですか。

○政府委員(稲木進君) 仕事は非常に違ふといえは違ふと思ひます。経済調査庁は、御承知のように経済統制の取り締まりというふうなことを主として任務としております。ただ、調査庁当時数年間、いわゆる調査業務と申しますか、いろいろな問題を掘り下げて調査し、そして、それについていろいろの、いわば公正な判断をするというふうなくせと申しますか、そういう習慣、あるいはそういう技術というものは、行政管理局の行政監察の面では、私は非常に役に立っているといふふうに思ひます。

○説明員(岡内豊君) 若干補足をさせていただきますのでございますが、経済調査庁当時、これは大體経済監察ということ、経済違反の取り締まりが中心でございましたけれども、取り締まりだけではいけないのじゃないか、要するに経済行政のやり方が悪いれば、幾ら取り締まっても違反は消えないということで、経済行政の監察という機能が別にあったわけでございます。その機能が現在生かされてきておる、こういうことでございします。当時警察官の方もかなりおられましたが、でも、そういう方はもう一応現在ではほとんどおられない。若干その中の優秀な方が残っておりますけれども、そういう状況でございます。必ずしも経済調査庁当時の人間が監察のほうに不向きであつたということにはなつておらないと私は思ひます。

○稲葉誠一君 行政監察というか、行政管理局というか、それをやるのには、行政監察官というのですか、その法律上の権限、たとえば会計検査院の人たちに比べての権限というのはどうなっておりますか。

○政府委員(稲木進君) 監察を担当します職員は、個人としては権限は別にございせん。たとえば検査官だとか、かつての、いま経済調査庁の話が出ましたが、その当時は経済調査官というふうなことで、その個人に権限がございました。現在の行政監察につきましては、そういうふうな調査を担当する個人に格別権限があるわけではございませんが、一応行政管理局設置法では、監察については長官の命を受けて監察をやり調査をやる、こういうことになっておりますので、いわば権限というものは、行政管理局設置法のはうではすべて長官の権限である。その長官の権限を受けて調査を担当する、こういうことでございます。その場合に、長官の権限につきましては、行政管理局設置法の第四条に書いてございますように、調査につきましては、たとえば実地に相手方のところへ行つて帳簿その他を出してもらつてそれを見るというふうな、いわば実地調査権といいますが、そういうもの、それからその場合において、相手方が行政機関の場合においては、これを拒んではいけないというふうな規定がございします。

○稲葉誠一君 行政監察というか、行政管理局というか、それをやるのには、行政監察官というのですか、その法律上の権限、たとえば会計検査院の人たちに比べての権限というのはどうなっておりますか。

○政府委員(稲木進君) 監察を担当します職員は、個人としては権限は別にございせん。たとえば検査官だとか、かつての、いま経済調査庁の話が出ましたが、その当時は経済調査官というふうなことで、その個人に権限がございました。現在の行政監察につきましては、そういうふうな調査を担当する個人に格別権限があるわけではございませんが、一応行政管理局設置法では、監察については長官の命を受けて監察をやり調査をやる、こういうことになっておりますので、いわば権限というものは、行政管理局設置法のはうではすべて長官の権限である。その長官の権限を受けて調査を担当する、こういうことでございます。その場合に、長官の権限につきましては、行政管理局設置法の第四条に書いてございますように、調査につきましては、たとえば実地に相手方のところへ行つて帳簿その他を出してもらつてそれを見るというふうな、いわば実地調査権といいますが、そういうもの、それからその場合において、相手方が行政機関の場合においては、これを拒んではいけないというふうな規定がございします。

査につきましては、そういったふうな程度の権限でございませう。そのほか、長官の権限としては、たとえば勧告権だとか、そのほか相手方に対する勧告権だとかございませうけれども、これはすべて長官に専属した権限である、こういうふうな考えでございませう。

○稲葉誠一君　そうすると、性質はもちろん違いますが、比喩的にはおかしいのですけれども、会計検査院の検査官というものの、検査官というものは人数は少ないのです。四、五人ですか。職員なんかの権限とはだいぶ違うのですか、職員は職員個人で持っているのですか。

○政府委員(稲木進君)　正確に記憶しませんが、たしか会計検査院の場合におきまして、その検査を担当する個人には特別の権限はないのじゃないかというふうな考えでございませう。

○稲葉誠一君　そこで現在いろいろいわれております行政改革の問題の中で、公社・公団というものがいろいろいわれていっているわけですね。これはあれですか、元来のできた趣旨はどういうふうな形からできたのですか。いろいろなものがあるから一がいに言えませんが、大ざっぱにいつて。

○政府委員(大園彰君)　公社・公団というものの形があれができたのは、主として戦後でございませう。結局その趣旨としては、本来国がやるべき仕事でありまして、それをより能率的に果たすために、国の機関が受けております会計その他人事等の制約を緩和いたしまして、一そうより有効な運営ができるように期待してできたものと、かように思っているわけでございます。

○稲葉誠一君　「行政改革の現状と課題」という去年の十月に行政監視委員会から出たものがあるわけですね。この中に、五十七ページですか「既存の公社・公団等特殊法人の再検討」というのがありますね。これのいろいろ理由がありますが、「設立理由を分類してみれば」ということで、「①国の実施業務をより能率的に運営するためのもの、②特に国の出資または投資を受け入れるための予算

会計制度上の必要のためのもの、③地方公共団体または民間の資金の導入をはかり、国がこれらと共同して事業を営むためのもの、④経費を関係者の納付金・掛金等によってまかなう必要のためのもの、⑤経費を補助金によってまかなう必要のためのもの等に分類される」というので、五つに分けてございませう。そうすると、現在ある公社・公団等をこの五つに分けた資料というものはあるのですか。この①のところにはどういふあれだとか、この公社はこの五つの理由の中のどれに当たるものだとか、そういう形の分類とか、そういうふうなことをやったことはあるのですか。

○政府委員(大園彰君)　この五つの分類は、現在百八ございませう公社・公団等につきまして、その共通の点を抽出したわけでございます。この一つ一つについてそれが該当するかという調査は、まだいたしてございませう。特にまた、この各公団等の中におきましては、この五つのうちの二つなり三つなりをそれぞれかねておりますものもございませう。現実にはこの五つに分類するということとは、ちょっとむずかしいかと思っております。

○稲葉誠一君　それは確かにそのとおりですね。一応の例としてあげてあるだけの話で、それはダブっているものもあるし、五つを全部備えているものもあるかもしれません、五つを備えているというものはちょっとおかしいかもしれませんね。国と地方公共団体があるから、五つ備えることはないかもしれませんが、いずれにいたしましても、多く備えているものがあると思うんですが、そうすると、これらを見ると、何か、「とくに最近の数

年において急増の傾向を示しており、濫設の批判を免れない。また、その運営の実態についても種々の弊害が指摘されている。」というふうな書きでありますね。これは具体的にどういふふうなことになるんですか。まず最初の「急増の傾向」と「濫設の批判を免れない」というのは、どういふことですか。それから「また、その運営の実態について、種々の弊害が指摘されている」と、こういうふうな書きでありますね、これはあれです

か、こういうふうな形で百八つある、いわゆる特殊法人と称せられるものについて、行政管理局としては一々内容的なものを分析しているの、そこはどうかですか。

○政府委員(稲木進君)　私も目下行管の審査対象になっております百八つにつきまして、いろいろ調査をいたしてございまして、いまおっしゃったような、ここに書いてありますような意味合いでございませう。できるだけ調べてみたいというふうな考えでございませう。それから濫設されたという傾向があるというところが書いてございませうが、最近特に濫設されたということは必ずしもいえないんじゃないかと思ひます。三十八年だったと思ひますが、三十八年まではこういうふうな特殊法人をつくることにつきましては、行政管理局というものはいわばノータッチだったのであります。それがここに書いてあるような、いわゆる濫設の傾向というふうなものもある、それから、できるだけいいんじやないかという意味で、これをつくる場合に行政管理局が一応審査をして、そういうふうな濫設をチェックするということになったわけでございます。

したがって、三十八年以後にできた特殊法人の数、いわば行政管理局が審査した上でできた特殊法人というものは、いま正確でございませうけれども、四ヶ年でおよそ二十くらいじゃないか、ことしできる予定のものも含めてです。それ以外のもので、つまり行政管理局が審査権限を持つ以前にすでにできたものが実は百八つの大部分になってございまして、今度いま調査しておりますものは、そういうふうな行政管理局が審査しなかつた特殊法人も含めて、実は一度全般的に見てみたい、そういう考え方で調査をやってございませう。

○説明員(岡内豊君)　若干補足説明をさせていただきます。特殊法人の数でございませう。昭和三十一年末が三十一でございませう。それから、三十一年に六つできてござい

ます。三十二年も六つ、それから、三十三年が九つでございませう。三十四年に至りまして八つ、三十五年が四つ、三十六年が六つでございませう。しかし、三十七、三十八は非常に多うございまして、三十七年が十ほどでございませう。それから、三十八年が十四でございませう。

それで、非常にこの調子でふえていくというのではとてもかなわないということ、当時九十八ぐらいになったかと思ひますが、三十八年に私どもの設置法が改正になりまして、私どもで審査するようになったわけですね。したがって、三十九年になりますとがたんと落ちまして、五つほどでございませう。それから四十年は八つでございませうけれども、二つは減っておりますので、総計六つでございませう。四十一年度、昨年度は三つでございませう。それでことし四十二年度は七つ認めましたけれども、三つは統合するというふうなことでございまして、純増は四つ、こういうことになってございまして、したがって、私どもが審査するようになりましてからできた数というのは、ふえた数というものは十八と、こういうことに相なっております。

○稲葉誠一君　行政監視委員会というものの会長ですか、委員長はあれでしょう、何か行政管理局の長官がやっているのじゃないですか、一人で二つやっているんですか、これは。

○国務大臣(松平勇雄君)　そのとおりでございませう。

○稲葉誠一君　そうすると、これは去年の十月だから、去年の十月は松平さんですか。

○国務大臣(松平勇雄君)　違います。

○稲葉誠一君　田中さんか——ここに書いてあることと、いま言うのとは違ふんですね。片一方の行政管理局長官も、こっちはほうの会長かねていらっしゃるんだから、何だかはっきりしないですね。しかし、こういうふうな、ことばは悪いけれども、しろうとの方のお集まりと言っちゃ悪いかわからぬけれども、そういう方のことだし、まあ言いたいこと言ってるんでしょから、多少、何といいま

すか、ラフな形で書いてあるかもしれないけれども、そうすると、あれですか、「急増の傾向を示してあり」というのは、設置法が三十八年改正してからはこの審査の対象になっているから、あまり多くないということに見て、それ以前に相当あったのだというふうにお聞きしてよろしいわけですか、そういうふう聞いておいていいですか。

○政府委員(大園彰君) さようでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、何かここに書いてあるでしよう、違うような気がするんだけれども、これは何か……

○説明員(岡内豊君) 補足させていただきますが、そういうぐあいに私どもとしては非常にセーブしているわけでございますけれども、毎年毎年何がし、少しずつふえていくというものは、やはり、ふえる傾向にあるというふうに言えるのじゃないかと思うわけでございます。私もそういう感じがいたしております。まあそういうふうな表現になったのじゃないかと思いますが。

○稲葉誠一君 まあそれはそれとして、そこでいまの百八あるそういういわゆる特殊法人というものの審査というか、それは新しくつくるときに審査するということなんでしょうか、その権限としては、そこはどういうふうになっているんですか。前にできているものも審査の対象に今後できるんですか。

○政府委員(大園彰君) これは庁法にも書いてございまして、設置の場合にだけでございます。それで、「目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する」ものにつきまして審査することになっております。

○稲葉誠一君 そうすると、いまのあれでいくと、設立とそれから改正するとか廃止するときの話であって、ふだんのこの状態、運営の実態がどうかだということではできないのですか、これは。

○政府委員(大園彰君) この特殊法人全般につきましての調査の権限としては与えられていないわけ

でございますが、そのうち第二条の第十二号によりまして、行政機関の業務の実施状況に関連いたしまして、監察におきます調査ができる対象をずっと、四十二ほどあがっております。これが大体いわゆる百八の中の主要なものになっておるわけでございます。これにつきましては、調査権があるわけでございます。

○稲葉誠一君 その審査、三十八年の法の改正の審査というのは、そうするとどういうのですか。それといふ調査ですか、それは具体的にどういうふうに関連しているわけですか。

○説明員(岡内豊君) 四号の二によります審査の対象といたしましては、各省は、いわゆる行管法人と称しておりますが、行管法人につきましては全部私どものほうで審査する、そういたしますと、振興会だとか会だとか、何々センターだとか、全部私どものほうの網にかかるといってございまして、ただ監察のほうで監察に関連して調査する調査対象といたしましては、大体これは大きなものというふうなことで、事業団の名前を持った以上のものでいうような形になっておまして、その辺若干設置法上に食い違いがございまして、監察のほうではかなり大きなものを対象とするというように相なっております。

○稲葉誠一君 それはどうしてそういうふうになったのですか。そうするとここにある特殊法人というふうなものに対するチェックはどこで行なわれるのですか。できるときに行なわれるのはこれはわかりますね。そうすると、できしまた後においてはあれですか、大きなものしかできないことになるのですか。

○説明員(岡内豊君) それは設置法上の解釈の問題でございますが、監察に関連して調査できるといふのは、そういうふうな事業団以上というふうなことに従来からなっておりますわけでございますが、それ以下のものにつきましても、これは設置法の四条でございますが、四条に規定がございまして、四条の六項でございますが、「長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者

に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。」という規定がございまして、その規定によって實際上は調査ができる、資料の提供を求めることができる、そういうふうになっておりますので、実際の仕事をやる部面においてはあまり支障を從來生じていない、こういう現状でございます。

○稲葉誠一君 ただ形の上からいけば、それは協力を求めることができるという形になっているわけですね。だから行政監察の持っている長官の権限とはやはり違うのですか。

○説明員(岡内豊君) やはりこれも権限としてはちょっと軽うございましてけれども、一応協力を求める権限がある、そういうことでございまして規定といたしましては、非常に民主的な規定であるというふうにいわれているわけでございます。

○稲葉誠一君 協力を求めるという場合は、協力しなかつたていいわけでしょう、相手は。それに對して別に何もできないわけでしょう、それは権力的にやることはいいか悪いかは別の問題としてね。それはわかりました。そうするといまの特殊法人のいろいろな形の審査、じゃなくて監察ですか、何ですか、そういうふうなものはどういうふうな計画でやっておりますか、今後は。一々全部やるのですか、百八つものものを。

(委員長退席、理事八田一朗君着席)

○政府委員(稲木進君) 実は現在やっております調査は、これは実は監察としてやっておりますわけじゃございせんので、特に百八の特殊法人を全部一応調査しようという趣旨は、先生も御承知のとおりで、特殊法人の整理、総配合というところが非常に問題になっておりますので、その整理、統合の問題に関連して、それに該当するような法人があるかないか、いろいろな実態をよく見まして、そういうふうなものに該当するものかどうかという判断の資料を得たい、こういうことで調査をやっておりますわけでございます。

○稲葉誠一君 それは具体的にはどうやって調査するのですか。

○政府委員(稲木進君) これはやはり関係の各省、それからその特殊法人のところからいろいろな資料の提供を受ける、またその資料についていろいろな説明を求める、こういうことですね。そのほか関係者のほうのいろいろな意見を聞くというふうな方法でもってやっておりますわけでございます。

○稲葉誠一君 関係の各省を通じてやれば、関係の各省は、これはそれが必要だと言ひにきまつているので、必要ないなどと言ひつこないのだから、もちろんそれだけではなくて、別のところからの資料なんかも持つてやることはやるのでしようけれどもね、これはよほど――それは、ただ、いまの一つの流行だからという形でそれにかね。必要性のあるものもあるだろうし、そこら辺のところはよほど客観的に見なくちゃいけないことだとは思いますがね。

そこで、この行政監察委員会というのは、いまどういう仕事をしているのですか。これはずっと存在するのですか。

○政府委員(大園彰君) これは委員会の設置法第二条に書いてございまして、行政制度一般に關する基本的事項の企画、それから行政機関の機構、定員及び運営に關する調査、企画、立案、勧告のうち重要なもの、行政機関の機構及び定員の審査方針並びに機構及び特殊法人の新設及び廃止の審査、監察の方針及び基本計画の決定並びに監察結果の重要な勧告事項について審議し、行管長官に意見を述べ、また長官の諮問に答申する、こういうことになっております。

○稲葉誠一君 長官の諮問に答申するというの、会長に長官がなっているのは何だかおかしいですね。ほかのところもそういうふうになっているの、みんな、こういうふうな委員会が。社会制度の場合なんか、これは大内さんが会長やっています、全然別の人でしょう。行管だけはどうして、監理委員会に行管長官が諮問する立場でありながら、そういう諮問機関のほうの会長もやっている

のでしょかね。そういうところからあれじゃないですか、行政管理の対象になるのじゃないかな。

○政府委員(大園彰君) 監理委員会の委員長と行政監理庁長官とが同じになっておりますが、これはこの理由をいたしましては二つあるわけがございます。一つは、行政の制度及び運営の改善については、その事務の性質上閣議の場で議論することとを適當とするものが多いわけでございます。したがって監理委員会が審議した結論も閣議におきまして十分反映させる道を開いておく必要がありまして、このために行管長官と委員会の長を同じにしたのが第一の理由でございます。また第二に、監理委員会が審議する事項につきましても、内閣の意向を委員に十分に伝えつつ審議することが必要である、こういうことを考えまして、この際兩者を一本にしたわけでございます。ほかには現在のところ原子力委員会がこのような形になっております。

○稲葉誠一君 三十八年に改正になったこの行管設置法四の二ですか、これをまた行政監理委員会では四の二、これを改正をするようにというような意見を出しているのですか、正式な意見、またまった意見かどうかとあれですけれども、そういうことが伝えられておりますね。いわゆる特殊法人と称せられるものと関連して隠れ法人——隠れ法人というのはいちと変な名前だけれども、これはだれが言い出したのかわからぬけれども、いずれにいたしましても特殊法人というものに関連をして、これを行管庁の審査の対象にする必要があるというので、四の二を改正するという意見が出ていますか。それに對処して行管庁としてはどういうふうにするということになっていくのですか。

○政府委員(大園彰君) まあいわゆる隠れ法人という言葉を最近、新聞が使っているわけなんですけれども、私どものほうにいたしましては、そういう名称は絶対に使っていないわけでございます。ただ、行管の審査対象になっております

法人と比べまして、非常に類似した政府の監督なり助成なりが行なわれております法人がございまして。それとの区別をどういうふうにしたらいいかという点が現在問題になっておるわけでございます。そういう観点からいたしまして、現在の法律の二条の四の二の規定のしかたで、十分いわば行管が対象とすべき特殊法人を網羅し得るかどうかという点につきまして、現在検討中でございます。委員会のほうも、そういう面で検討しようというふうな意見になりつつあるように伺っております。

○稲葉誠一君 これは、行政監理委員会としては正式な結論を出したんですか、四の二を改正したらしいというふうなことの、これはそこまではいいないんですか。

○説明員(岡内豊君) 委員会としては、検討したかどうかということでございます。はつきり改正しろという結論にはまだ至っていないと思ひますが、私どもも非常に区別しにくいものが實際問題としてございまして、どの範囲に限ったらいのかというふうなことを、事務的には検討はいたしておりますが、それで四の二を改正するんだというところまでの結論にはまだ至っておりません。

○稲葉誠一君 これは非常に区別しにくいものがあるというのは、具体的にいうと、どういふものがあるのですか。一つ、二つ例をあげて御説明願いたい。いまの四の二の調査対象となるもの、それと区別しにくいものは、どういふものがあるんですか。例はどれでもいいです。いまの貿易大学の問題でもいいし、その他でもいいけれども……。

○政府委員(大園彰君) その非常に区別のつきにくいと申します例をいたしましては、行管対象の中には、私立学校教職員共済組合は、いわゆる特殊法人としてあがっておるわけでございます。公立学校の共済組合は、いわゆる認可法人と申しますか、そういう形でこの百八の中に入っていないわけでございます。

○稲葉誠一君 それはどういふわけですか。公立学校共済組合というのは、だいたいあとからできたの。これは地方公務員等共済組合法という法律に基づいたんでしょう。できたときからですか、これはいつごろの話ですか。いまの私立学校の共済組合ができたのと、時期的な関係はどうなんですか。

○説明員(岡内豊君) ちょっと時期的な関係は私にはつきり記憶しておりませんが、私どもの審査の対象になるというところになる前に、たくさん——すでにもう九十八ぐらいいたしかできておったと思いますが、ただいま申し上げた例などは、むしろ特殊法人として私どもが審査の対象にすることが、はたして適當なのかどうかというふうな感じのするものがございます。どちらに入れたらいいののかということはいま検討しておる段階でございます。したがっていまして、現在、私どもの審査の対象になるんだということになっております私立学校のほうをむしろはずしたらいののではないかと、いうような意見もあつた。それから、地方公務員共済組合みたいなものは、やはり特殊法人としてうちはほうで規定したらいいのだというふうな意見もございまして、まだ結論に達しておりません。現在をいたしましては、当時あるものは全部網羅するよう規定のしかたをいたしましたので、そういう点がいまのところはつきりしないという点がございまして、そういう点を目下検討中というところでございます。

○稲葉誠一君 九十八あるというのは、特別の法律による法人で、役員人事に国が関与するものですね。これは、たとえばモーターボート競走会みたいなものが九十八ある、それも入れて九十八ですか。九十八にならないような気がするな。

○説明員(岡内豊君) ちょっと私のことばが足りなかったかと思いますが、行政管理局設置法の改正をするときの状態は、すでに九十五から九十八あったと思いますが、はつきりした記憶はございません。そのときにすでにできておったものでございまして。いまの私立学校教職員共済組合という

のは、すでにもうできておった、こういうものでございます。

○稲葉誠一君 いま、行管庁設置法第二条の四の二による調査対象となる法人、これとまぎらわしいというか、区別のつきにくいものというの、どの程度あるかということですね。これは四十八というふうに聞いたんですがね。ところがこれは、行管庁の設置法二条の四が改正になる前からあるものと、それが改正になってから後にできたものと、分けないといけないと思ひますがね。そうでないか、ごちゃごちゃになっちゃうんですか。

○政府委員(大園彰君) 特別の法律で設置されまして、その監督形式が非常に似ていて、特に、役員の任免に關しまして政府が関与しております法人は、お話のように全部で一応四十八あるわけでございます。その中で、行管設置法の改正以後にできましたものは、農業信用保険協会というのが昭和四十一年五月です。それと野菜生産出荷安定資金協会、これは四十一年七月、それだけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この二つのものは、行管庁設置法の二条の四の二による調査の対象から、率直にいえば免れたいというふうな気持ちというか、そういうふうなものを十分考慮に入れてつくったんですか。——ということ、今度は、貿易大学と組織の何かありましたね。あのようのもので一たん行管庁のほうに出したんだけれども、だめだと断られたので、こういう形をとったんですか。この二つは、そこはもうなんですかね。

○政府委員(大園彰君) いまお話の貿易大学校並びに組織の構造改善協会でございますが、この二つにつきましては、私どものほうにいたしましては、初め特殊法人としての希望で関係省から出てまいりました。私どもの判断をいたしましては、これは特殊法人としてやるべきではないというところで、特殊法人としての設立は認めなかったわけでございます。これは民間の自主的な形式の法人としてその機能は十分發揮すべきものというふ

うに申し上げたわけでございまして、それに沿いまし、いゆる認可法人と申しますか、特殊法人以外の形式をとっていきたいわけでございまして。

○稲葉誠一君 そうすると行管庁のほうで、特殊法人としてはまずいから、内容を変えないで認可法人というものに切りかえなさいというふうなことを親切にあれば、教えてあげたの、この通産省関係の二つのものを。

○説明員(岡内豊君) そういうことではございせんので、私もいましては、特殊法人として認める場合には、これは大体国のたとえは部局に準ずるようなものである、あるいは外局に準ずるようなものである、国の事務をもつばら処理するものを特殊法人として認めると、こういう考え方に立っておるのでございまして。貿易大学校にしろ、それから繊維工業のまあ整備の協会にいたしましても、これは国が直接そこまで手を出さな

い、やはり業界の自主的な発意でもってやるべきである。特に貿易マンの養成などというふうなものは、業界が自分で自主的にやるべきではないかというふうなことで、特殊法人であるということをお断わりしたわけでございまして、その結果こういう形で出てきたわけでございまして、けれども、それは要するに基本的な考え方としては、あくまでも業界が自主的にやる、それに対して国が若平援助をする、こういうふうな形になっておるのが認可法人という形であらうと思

います。

○稲葉誠一君 それはわかりましたがね。そうすると通産省はなぜ特殊法人として新設要求を出したのですか、この二つについて。それは特殊法人というほうが補助金をうんともらえるという形ですか、それはどうですか。

○説明員(岡内豊君) 特殊法人になりますという非常に、何と言いますか、安定したかつこうになるということは事実であらうと思ひます。国が全面的に手を貸すと、こういうことになるわけ

でございますので、安定した形になるということは確かにございまして。

○稲葉誠一君 安定した形というのは、具体的にどういうことですか、はっきりしないのですが、どうなんですか、認可法人の場合と特殊法人の場合と、補助金の出し方とか、非常に毎年毎年出さな

きやならないような形になってくるのか、あるいは人事の問題についても関与の度合いとか、非常に違ってくるのかということなんですか。特殊法人のほうで、通産省なら通産省のほうから役人の人が入るのか、そこはどうかですか。格が上とか、そういうことがあるのですか、特殊法人が認可法人より格が上だというふうな考え方。

○説明員(岡内豊君) もちろん特殊法人のほうの格が上だという考え方もあると思いますが、特殊法人のほうで国の監督が厳重に行なわれるということがございまして。したがって、困ったときには国に全面的にめんどうを見てもらえるだろうという期待が当然あると思ひます。

○稲葉誠一君 そこで農林省のいまの二つの農業信用保険協会ですか、それと野菜生産出荷安定資金協会、これはどういうことでできたのですか、これは法律の根拠にそれぞれありますのでわかりませんが、このことは行管に対しては話があったんですか。

○説明員(岡内豊君) 私そのいきさつよく存じないのでございまして、認可法人になりますと、事前に承認の手続とか何とかがございせんので、ちょっといきさつわかりかねますが。

○稲葉誠一君 そういう質問じゃなくて、いま言ったように、通産省関係の二つは特殊法人として新設要求が出て、行管で話があつて、行管のほうで、そいつはぐあいが悪いからというふうなことで、ぐあいが悪いという意味いろいろあるけれども、そうしたので、認可法人にしたというので

しょう。だから、農林省関係の二つをこの特殊法人にしたいというふうな意味の話が行管にあつたのかどうかということなんです、それで都合が悪いと言われたので、この法律の中の認可法人という形をとったのか、そこら辺のところの経過ははっきりしないのですからお聞きしているわけ

です。

○説明員(岡内豊君) やはり特殊法人としての申請があつたわけでございまして、一応お断わりしたといういきさつになっております。

○稲葉誠一君 その特殊法人としての申請のあつた農林省側の言い分は、どういふ言い分ですか。いまは農林省設置法がかかっているのです、ちょうどいいときだから。

○説明員(岡内豊君) ちょっといま手元に資料がございせんので、至急取り寄せまして……。

○稲葉誠一君 これは松平長官にお尋ねするのですが、まだほかにいろいろ質問があるんですが、時間の関係等もありますから一応お聞きしておきたいのは、行政改革に取り組み行管長官としての決意というか、今後のプログラム、それをどういふふうにしていききたいというふうにお考えになっておるかというところをお尋ねするわけなんです

が、具体的に何かこう総理を先頭にというのか、行政改革関係協議会というのをつくってやるのかという話も伝つておるし、それがどういふふうになつておるかということ、今後どういふふうに進めていくのか、こういうふうなことをお聞きしたいわけ

です。

○国務大臣(松平勇雄君) まず最初に行政改革関係協議会の問題に關しまして申し上げます。

ただいま御承知のとおり政府部内におきましては行政改革本部というのがございまして、これは昭和三十八年に設立されましたもので、これは次官クラスの方々が集まりました、臨調の答申を推進する役目をもつて仕事をやっておる組織でございまして、やはりこの行政機構改革に關しましては、さらにまた一段上の見地から判断しなければならぬ問題がございまして、行政監視委員会あるいは衆参の内閣委員会等の御意向もござ

いますので、総理と御相談いたしました、近く行政改革関係協議会を設置する運びになっておるわけでございます。大体来週あたりの閣議でもってそれを決定していただくということにならうと思ひ

ます。

その内容は、総理が議長になっていただいて、そうして行政改革本部に出ています次官クラスの――庁も出ておりますが、その庁の長官が、まあ長と申しますか、大臣がメンバーになつていただく。そうして、必要に応じて自由民主党の役員がこれに加わるといふような形で、これを運営してまいりたいと思ひます。いま行政管理局といたしましては、先ほど来お話がござい

ました百八の特殊法人に対する整理統合の問題に關しましては、作業をやっておりますが、同時に部局の統廃合に關しまして、当庁の行政管理局を中心

にいたしてやつておるわけでございまして。いづれも八月末までにわれわれの調査結果を出すという考え方で、いま鋭意作業を続けておるわけでございまして。私といたしましては、最小の行政費でもって最大の効果をあらわすような行政機構改革をいたすべく、今後最大の努力を払い、また勇気を持ってやる覚悟でござい

ます。

○稲葉誠一君 時間の関係もあるものですが、実はいま言った隠れ法人と称するものの具体的な内容なり、それと行管庁設置法との関係、将来のこの関係等についていろいろお聞きしたいわけなんです

が、実はこの中に日本銀行なんか入っているのですが、それは日本銀行を行管が審査の対象にしようなんといったらいたいへんな抵抗が起きるだらうと思ひますが、ここにいゆる隠れ法人と称されるものがすべてが同じようなものじゃないし、それといまの設置法との関係もあるし、それ

から内容をやはり吟味していかないという、ただ拡大してやれやれ、やれやれというのも、非常にラフな話ですからね。そこら辺のところを一つ一つ聞きたかつたのですけれども、それと許認可の問題なんかについても、許認可はこれはほん

の一部分なんじゃないですか、全体の中のです。答申が指摘したのは、三百七十九件あるでしょう。百二十七件について措置が講ぜられたというけれども、そのほかに今度二十五件のものが出てくるのですが、そこら辺はまたゆっくり聞きたいと思ひますが、個別的に。全体としては許

認可はどうなんですか。残っているものはどの程度あるとか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(稲本進君) 許可の問題についてお答えいたしますが、いま先生がおっしゃったように、臨調がこの許可制度を廃止するとか、あるいは許可をやめる、あるいはその権限を下部のほうに委譲するとか、あるいは現在の許可可というふうな強い補制をもう少し緩和したらどうだろうというふうなことで指摘しました件数が、先生のおっしゃったように三百七十九件でございますが、それだけあるわけでございますが、そのうち、行政管理局としましては、一応この臨調の改革意見をなるべく早期に実現するようにということで、過去二回にわたって監察、調査、各省との話し合いを進めてきたわけでございます。大体この許可可のものもありませんし、行政措置、いわば政令だとか省令、あるいは各省の通達等もってやっていると許可の問題もございまして、臨調が指摘しましたのは、その両方を含めての件数でございますが、いわゆる政令以下によって縛っております許可可は、ほとんど臨調の指摘しました件数の七割まではすでに改善措置が済んでおるわけでございます。法律関係の許可可が比較的に多くておりまして、現在までにまだ一八〇くらいしか実現していないわけでございます。ほとんど残っておりますのは法律関係のものが大部分でございますが、この法律関係の問題が大部分でございますが、私も各省にこの推進をはかって実は監察をいたしまして、この三月に勧告をしたわけでございまして、その勧告した中で、各省がこの勧告に同意をしてくれたものをとりあえず今国会に改正法律として出したい、こういうことで進めたわけでございまして、この件数が二十五件でございますので、比較的全体の件数からしますと少ないわけでございますが、その他の残りの問題につきましては、各省としましての意見は、これを廃止または規制の緩和その他の方法をとることにについて、趣旨には必ずしも不賛成じゃないけれども、

もう少し日時をかしてもらいたい、準備その他の関係もあるのもう少し待って欲しいというものが相当ございます。私も、中には、臨調はそう言っておりますけれども、自分の省としてはどうも廃止することは困るというものもかなりございまして、私も、まずできるものから逐次やっていこうというかまえて、一応行管は各省の意見の一致したものを今回の許可可整理法案でもって国会のほうに御審議願おうと、こういうことにしたわけでございまして、残りの問題につきましては、さらに引き続き各省と話し合いを進めていく、これが改善の実現方を促進してまいりたい、かように考えております。

○稲本誠一君 その点に関連をして、行管としては処理をしても格別の支障がないけれども、関係の省庁としては処理が困難だというふうな言っているのは、法律関係が二十四件、政令以下が十件ですか、これは厚生省、通産省、農林省が非常に多いわけですが、その他もあるようですが、いざこれにしてもこれについては、この次に一つ一つ関係各省の局長クラスを呼んで、行管はこういう意見だが、あなたらはどういうわけでこれは困るのだということを一つずつやばり聞いていったほうが、非常に勉強になって、皆さん方にもいいと思いますから、皆さん方というのは、議員の方にも非常にいいんじゃないか、こう思いますので、そういうふうに進めたいと思って、きょうはこの程度にしておきます。

○伊藤顯道君 先般長官からこの法案に対して提案理由の説明を承ったわけですが、そこで以下その御提案の要旨に基づいて二、三御質問を申し上げたいと存じます。

そこで、提案説明の順序に従ってお伺いするわけですが、最初にお伺いしたいのは、これについての整理については、大体戦後一般の行政改革とともに、何とか行管はいわゆる行政改革は試みられてきたわけですが、ところが実際にはなかなかそれが行なわれなかった。その後臨調の答申が出されたわけですが、その臨調の答申が出た

あとでもほとんど実現を見ていないということ、過言ではないと思うのです。もちろん、政令とかあるいは省令などによるものはある程度実現されている。これは私も認めているわけですが、ただ法律によるものは比較的少ないということもこれは事実であるかと思ひます。

そこでお伺いしたいのは、これまでの整理の進捗状況ですね、一体どういうふうになっているのか、ごくかいつまんで概要だけでけっこうです、詳細は要りませんから。

○政府委員(稲本進君) 数字的に申し上げますと、臨調が指摘しました許可可の件数は三百七十九件でございますが、その中で法律改正を要するものが二百十九件、政令以下の行政措置でできるものが百六十件という数字になっておりますが、今日まで申し上げますが、これは昨年の暮れまでの統計で調べた結果でございますが、政令以下の行政措置で改善できるものは、すでに百六十件のうち百十二件、比率にしまして七割までが改善措置をとった、終わっているわけでございます。その後、先ほどもちょっと申し上げましたが、私もこのほうで監察して勧告いたしました件数が、これは一応期限を切りまして六月末までにひとつ処理してくれということで勧告をした件数が二十一件でございます。これはつい最近調べたものによりまして、この二十一件の勧告事項のうち約半数はすでに私も仕切った期限までに改善措置をとっており、残りの半分くらいはちょっとおくれしておりますけれども、大体近いうちにこれは手直しをしていくというふうに考えております。

法律関係の案件は、臨調指摘件数二百十九件のうち、昨年の暮れまでに四十一件がすでに法律改正の手続が終わっております。残りがまだかなりあるわけでございますが、百七十七件くらい残っておりますわけでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました私どもの行政監察の結果、四十四件は早急に今国会にひとつ改善の法律改正の手続をとってもらいたいという勧告をいたしたわけでございますが、実際の歩どまりとしまして

は、先ほど申し上げましたように、各省の確約を得たものが二十五件でございます。ところが、この二十五件のうち、今度の許可可整理法に載ったものは二十件でございます。その残りの五件は、各省がそれぞれ独自にその法律について何かの問題で法律改正の提案を国会にいたしております。その中に織り込むという形で出そうという話し合いになりました、二十五件のうち二十件は整理法に載りましたけれども、残りの五件はそれぞれ各省から提出する改正法律案の中に載せる、こういうことに話し合いがなっておったのでございまして、四十四件を今国会で改正する手続をとるようになります。したがって、まだ二十件ばかりが実は勧告しましたけれども今国会に提案にならないかというところにつきましてはいろいろの理由がございまして、実はまだそこまで関係の省としては手配がどうしても進めかねるというふうないろいろな事情もございまして、またその手続をとる前の段階として、たとえばその省の審議会等があつて一応そこにもわたりを付けないで、あるいは省と話し合いをする関係の省がある、それとの話し合いをするまで待たなければならないとか、いろいろな事情がございまして、実は載らなかったわけでございまして、そういうのが現在までの進捗状況でございます。

○伊藤顯道君 今回の許可可等の整理については、この法律案によるものと単独法案によるものと大体分かれておるようですが、この法律案によるものの中には、たとえば予約出版法のように、いわゆる法律そのものを廃止する分まで含まれておると思うのであります。そこでお伺いしたいのは、単独法で提案されるものと本法律案との二つに分けたその理由は一体何処にあるのかという質問にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(稲本進君) これは特別な理由があるわけではございませんが、たまたまその省として、法律改正のほかの問題、許可可以外の問題で法律

改正の提案を国会にすること、そういう機会があるから、そのときにその中に許認可の問題を含めてひとつ出したい、そのほうがかえっていいのじゃないかというところでございます。

この整理法に含めました二十件の許認可は、実はこの許認可の問題以外に改正を要する条項がございませんで、したがって、その許認可の問題だけにについて各省がばらばらに国会に提案をするというよりも、むしろこういうような一括整理法案に載せたほうが非常に作業の手続として簡便になるといふような事情もございますし、またこれは、こういうことを申し上げるのはあるいは適当でないかもしれませんが、一つの許認可事項のためにその省が国会に改正法案を出すということはやはり国会のほうに出す議案の数が非常にふえるというやうな事情もありますし、いろいろな事情をしんしゃくして行政管理庁が各省の取りまとめをやった、そうしてこの法案を国会に出した、こういう事情でございます。

○伊藤顯道君 この法律案による許認可等の整理を見ますと、比較的容易なもののばかりのように見受けられるわけです。そうだとすると、そういうやさしいものばかり含まれておるとすると、もっと早い時期にこういうものが出されてしかるべきだと思ふんですけれども、だいぶおくれておるわけですね。もっと早目に——むつかしいものがあれば、そのことでいろいろ交渉で準備もあろうし、時間がかかったであらうけれども、この法律案による整理については、いま申し上げたように、非常にやさしいものばかり、容易なもののばかりと言つて過言でないと思う。そんなら、もっと早く、さつさとできたと思う。何かそれには、それを今日にまでもたした何か支障というふうなものはどういうものなのか、そういう疑問が私でなくても、当然出てこようかと思うんです。その点はどうなんです。

○政府委員(稲本進君) いろいろの理由があると
思いますが、先ほども申し上げましたように、国
会に法律の改正案を出す、しかもその中身がある

特定の許認可の問題だけにしぼられる、そういうような法案を出すことは、何といいますが、必ずしも積極的でないような気持ちもあるんじゃない

かと思ひますが、それはともかくとしまして、私どもとしましては、許認可の整理を――それからもう一つ申し上げることは、これはやはり国会に提案される法案の数が非常にふえるといひますか、各省が一つ一つの許認可について出しますと、たとへばこの一括整理法案として出しますと、これは法案一件として御審議いただけるわけでございますが、やはり二十件の改正法につきまして、それぞれ関係の法律が、これだけでも約三十くらいの法律の改正を要するわけでございます。そういたしますと、改正法案の数がやはり三十の法案になるわけでございます。そういうこともありますと、やはりこれは政府の方針としても、法案の数をなるべくしぼらうというような内閣の意向もあるわけでございます。そういうような問題と、先ほど申し上げましたように、やはり

その許認可だけでもって改正法案を出すということに
とについて必ずしもまあ各省がそう積極的に乗っ
かってくれないということもありまして、実は昨
年この委員会でも御審議願いましたが、審議会の
整理に関する法案というものがございました。あ
あいう形を実は初めて昨年とったわけございま
す。ああいう形でやれば、許認可の整理も促進さ
れるのじゃないか、こういうふうに考えまして、
実は許認可にも昨年とりましたこの同じような方
法を考えたわけでございます。

○伊藤藤道君 この整理が予定どおり行なわれたと仮定しても、この法律によるものは、いろいろな御答弁の中にごさいましたが、臨調の指摘した子の数からいうと、ほんの一部分であるわけですね。これはもちろん、いろいろ説明の中にもありませんけれども、各省庁の事情もあったらうし、あるいはまた関係業界の圧力もあったと思うんですね。いずれにしても、どうもまことに遺憾のきわみだと言わざるを得ないわけですね。そこで、たとえばいま各省庁のいろいろな事情、あるいは

関係業界の圧力もあったと思うんです。そういう真意をひとつ率直にお聞かせいただきたいのですが。

○政府委員(稲木進君) 今回提案いたしましたこの一括整理法に載っている許認可の問題につきましては、業界の抵抗とか、そういったふうなものはございませんでした。したがって、話し合いのついたこの二十件につきましては、関係各省と非常に順調に話し合いが進んだ。実はそういう意味で、私どもはかような、国会に対する提案のしかたというものをもう少し早く気がついてあつせんをすれば、先生が先ほどおっしゃったように、こういうふうな中身の問題はないじゃないかと、もっと早くやれるのじゃないかというような先生の御期待なりにあるいは沿ひ得たのではないかと、いふうちに現在反省をいたしておるわけでございませう。

○伊藤藤道君 この許認可等の改革を推進するためには、臨調の答申にもあるように、その意を帯びてこれを各省庁において自主的に努力しなければとうていこういうことは望めない。そういう意味のむろん手は打たれてあったと思うのですけれども、そこでこういう総括的な部局でまとめて推進すると、そういうことがはたしていまの情勢下の中でできるものであろうか。過去の事例からいうと、先ほど一部指摘申し上げたように、なかなか過去に行革では行なわれなかった。臨調ですら、先ほど申したように、これもはかばかしいしかなかったという、きわめて困難な事態が続いて

いるのですね。この点については、よほど抜本的な手を打たないと、なかなか言うべくして行なわれないうちで、なかなか思うのです。行管でもずいぶんその面では苦慮していると思うのですけれども、結局問題とは、各省庁がこのことを自覚して大乗的な立場で、どんだん国全体の行政改革という視野に立つてやらないと、実現なかなか困難なことになるうかと思ふのですがね。この点は、行管としてはどうお考えですか。

○国務大臣（松平勇雄君） 行政改革の問題は、御

指摘のとおり、各省庁が自発的にやることが好ましいのでございまして、私どもから勧告を受けるというようなことがある前に、自分のところの省

庁にむかはないかということをお反省しながら、先ほど申しましたような効率のよい簡素化した組織にする、あるいはまた、運営面においても、また人事の面においても、そういった配慮が必要であるということとは、全く御指摘のとおりでございます。私どもも同様に考えております。

○伊藤慶道君 臨調の答申によりますと、国民生活に關係の深い法律約五百四十を選んで、これによる許認可等をすべて拾い上げてリストをつくるのと、その数は約八千件という意味のことがあるわけです。この八千件のうち約二千件は、廃止統合、あるいは委譲、規制の緩和等の措置を講ずる必要があるとしてゐるわけですね。したがって、臨調が例示した指摘事項三百七十九件全部を整理したと仮定しても、まだ整理すべきものが数多く残されるということになるわけですね。こういうに残されるのがはるかに多いわけですから、こういう事態に対して行管としては今後どのような対策をお考えになっておるか、この機会に承っておきたいと思ひます。

○政府委員(稲木連君) 臨調が具体的に許認可の名前をあげて指摘しましたのは、先ほど来出ております三百七十九件でございますが、それ以外に全体約七千七百件、まあ八千件近くの許認可があつて、二千件ぐらゐは整理統廃合ということをや、あるいはそのほかの改正措置を要するといふようなことが一般論として書いてあるわけでございます。その点、先生のまさにおっしゃるとおりでございます。実はこの約二千件の廃止統合、その他の規制の緩和とか、あるいは運営を改善する必要があるというふうに出ておりますのは、この二千件という数字は、臨調がいわゆる国民のいろいろな声をできるだけ吸収しようということで、各界各層に対していわばアンケート的に意見、要望の提出を求めたわけでございます。そこに書かれてあつた数字を集計したものが大体約二千件とい

うふうにわれわれ理解しておるわけでござい
ます。したがって、二千件という数字がそのま
まゆる一応国民の意見、要望としてあがって
いるが、実は臨調もこれについては実態の調
査というものは何らしていない数字でござい
ます。しかし、少なくとも国民の声としてそ
ういうふうにあがったものが二千件ぐら
いあるということでございます。

○伊藤道雄君 特殊法人としてい
ゆる新設要求が認められなかったもので、各
省庁の認可だけで設立されているものもある
わけですね。いわゆる認可法人が約三十ほ
どあるようですが、これについては、今後政
府としてどのように対処してい
かれますものか、このことを承ておき
たいと思います。

○政府委員(大園彰男) ただいまい
ゆる認可法人というおことばがあつたんで
ございまして、行管の特設法人といふこと
ば、これは法律に載つておりません。行管
の特殊法人といふことは、法律に載つてお
りません。行管の特殊法人といふことは、
法律に載つておりません。行管の特殊法人
といふことは、法律に載つておりません。

○伊藤道雄君 最近、公団とかある
いは公庫の問題が非常に大きく取り上げら
れて、世間の批判を受けているわけですね。
こういう特殊法人の統廃合とかあるいは運
営の改善、こういうことについて、政府とし
ては現在の程度の検討を進めておられるの
か、またその見通しについてこの機会に承
ておきたいと思ひます。

○国務大臣(松平勇雄君) 特殊法人の
現存いたしております百八に對しまして、統
廃合を對象として、御承知のとおりでござ
いまして、この調査は、来年度の予算の編成
が始まります八月末を目途として調査を終
了するようにいたしまして、作業を鋭意進め
ているわけでございまして、一応百八に對
しまして大體の調査ができたところとござい
まして、これからそれを基礎

にいたしまして、さらに各省庁なり、ある
いは該特殊法人からもいろいろ資料を提出
してもらい、あるいは事情を聴取して、もう
ちょっと内容のある調査結果を求める段
階になつておるわけとございまして、大體
いまの進度で申しますれば、八月末には一
応の行管としての結論は出る見込みでござ
いまして。

○伊藤道雄君 特殊法人としてい
ゆる新設要求が認められなかったもので、各
省庁の認可だけで設立されているものもある
わけですね。いわゆる認可法人が約三十ほ
どあるようですが、これについては、今後政
府としてどのように対処してい
かれますものか、このことを承ておき
たいと思います。

○政府委員(大園彰男) ただいまい
ゆる認可法人というおことばがあつたんで
ございまして、行管の特設法人といふこと
ば、これは法律に載つておりません。行管
の特殊法人といふことは、法律に載つてお
りません。行管の特殊法人といふことは、
法律に載つておりません。行管の特殊法人
といふことは、法律に載つておりません。

○伊藤道雄君 最近、公団とかある
いは公庫の問題が非常に大きく取り上げら
れて、世間の批判を受けているわけですね。
こういう特殊法人の統廃合とかあるいは運
営の改善、こういうことについて、政府とし
ては現在の程度の検討を進めておられるの
か、またその見通しについてこの機会に承
ておきたいと思ひます。

○国務大臣(松平勇雄君) 特殊法人の
現存いたしております百八に對しまして、統
廃合を對象として、御承知のとおりでござ
いまして、この調査は、来年度の予算の編成
が始まります八月末を目途として調査を終
了するようにいたしまして、作業を鋭意進め
ているわけでございまして、一応百八に對
しまして大體の調査ができたところとござい
まして、これからそれを基礎

料によつてまたこの国会で質問するとか、
そういう意図ではないわけですね。日ごろ不
勉強ですから、そういう資料をこの際いた
だいて、今後勉強の資料にしたいと思ひま
すので、そういう意味でお願ひするわけで
ございます。それでよろしくございませう
か。

○国務大臣(松平勇雄君) ただいま
隠れ法人といふようなおことばがございま
したが、たびたび申し上げますように、行
管といふことは、全然今日まで使つていな
いわけですね。各政府委員から御説明申し
上げましたとおり、四十八あると申し上げ
ましたのは、先生御承知のとおり、われ
われ特殊法人と申しておられますのは、
行管設置法の第二條一項の四の二に當て
はまるものでございまして、それ以外のも
ので、特別の法律によつて設立された法
人であり、特別の法律によつて設立され
た法人であり、特別の法律によつて設立
された法人であり、特別の法律によつて
設立された法人であり、特別の法律によ
つて設立された法人であり、特別の法律
によつて設立された法人であり、特別の
法律によつて設立された法人であり、特
別

○伊藤道雄君 昭和三十八年八月には
行管長官を本部長として関係事務次官等
で構成する行政改革本部が構成されたと思
うのですが、三十九年に出た臨調の答申の
趣旨は、当面の処理方針を決定されて行政
改革を積極的推進する、そういう姿勢が示
されたと思ひます。その後行政改革を積極
的に推進しているように見受けられれば問
題はないのですが、それがどうも見受けら
れないわけですね。私どもの目から見ると、
はたしてどの程度の成果をあげてきたと行
管ではお考えになつておられるのか、本
部長としての行管長官に承ておきたいと思
ひます。

○国務大臣(松平勇雄君) 先ほど
も稲葉委員から同様の趣旨の御質問がござ
いましたので、先生も御承知のとおり、臨
調の答申といふのは、非常に広範にわたつ
てございまして、御承知のとおり、十六項
目にわたつてございまして、したがって、
一言でもどのくらいの成果があつたかとい
ふようなことをちよつと申し上げるわけに
はまい

ませんが、しかし、個々に聞かしては、
ただいまおことばの中にありました、また
ただいま御審議願つております許認可の
問題等は、今度この法案を通していただ
ければ、五二、何%、半分以上でござい
ます。しかし、別な面において、全然まだ
手のつけられないものもあるわけであり
ます。総じて、やはり先生の御指摘のよ
うに、たいした効果があつていないとい
うのがまあ率直な私の感じでございます。

○伊藤道雄君 この国会もそうでござ
いまして、大體当委員会でも多くの設置
法の改正案が出るわけですね。そのつど
設置法の審議の際に、その庁なり省なり
の大臣、長官に對して、私はほとんど例
外なく、大臣は、あるいは長官は臨調の
答申に對してどのようなお考えをお持ち
ですかと伺つてきたわけですね。そうしま
すと、これはもう異口同音に、てにをは
違ひますけれども、要旨はみんな同じで
、臨調の答申は尊重いたします、という
ことである。さて、各実際の個々の問題
について各省庁のそれを一通り検討した
わけですね。自分自身なりに一覽表をつ
くつてみたわけですね。そうしますと、機
構の拡大とか、あるいは権限の強化、こ
ういふことについては、ほとんど例外なく
各省庁は賛成の意を表しておるわけな
す。ところが、それは逆に、機構の縮小
とか、権限の弱体化、こういうことには、
これまた各省庁例外なく反対の意向を
明らかにしておるわけですね。私は行政改
革のガンはここにあらうかと思ひます。私
は行政改革のガンはここにあらうかと思
ひます。実はここにあらうかと、私は私
なりに考へておるわけですね。こういうこ
とではどういふ行政改革を推進すること
はできないかと思ひます。まあほかにも
いろいろ要因はありましようけれども、ど
うも實際問題として、臨調の答申は尊重
いたしますと、そのことばどおり実現さ
れておればいいですけれども、

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕
国家全体の行政改革という現野に立た
ないで、いわゆる代表的立場に立たないで、
所屬の省あるいは庁だけの狭い視野で自
分の省の、あるいは庁の

機構が拡大することは、ほんとうに例外ないんです、みんな賛成です。その逆もまた真なり。機構の縮小、権限の弱小については、また例外ないわけです、みんな反対なわけでは、繰り返し申し上げる必要はないわけですが、この辺に行政改革がなかなか遅々として進まない大きなガンがあるうかと思うのです。これをこぼれをかえて言う、いわゆる各省庁はなわ張り根性を依然として持っているわけですね。現に前の国会でこの委員会である大臣に、名前をあげる必要はございませんが、いまと同じようなことを質問したら、おっしゃるとおりなわ張り根性がございまして、はつきり答えた大臣もおたたくらいに、ことほどさように、そういう卑近なことばで言うと、なわ張り根性が依然として続いているわけですね。これを打開しない限り行政改革の実は上がらぬと、そういうふうには私は考えておるわけですね。そこで、ひとつ行管長官としてのお考えは一体どうなのか、私の言うことは間違っておるかどうか、こういう点についてひとつ御答弁いただきたいと思うのです。

○国務大臣(松平勇雄君) ただいまの伊藤委員の御意見は、私も全く同感に思っております。しかし、これはただそういうふうにお感じいただければだめでございまして、微力ではございますが、私は少しでもそれらの問題を解決するように今後努力いたす考えでございまして、つきましては、いまこの問題は、あらゆる力を結集しなければならぬ行政機構の改革というのには、むしろ問題でございまして、総理を中心としたしまして、先ほどお話し申し上げましたような閣僚協議会をつくりまして強力に推進すると同時に、各閣僚が国務大臣という高い観点からこれをまたさらに協力していただく。また、国民の世論を喚起して、国民の厚い壁でもって役人の壁を破るということも考えられます。私はやはり国民の世論が一番力になると思うのでございまして、その国民の世論を起こすためには、行政の実態をやはり国民がよく知っていただいて、どこにむだがあるか、

どういうところにあるかというところがあるかということをはつきり知っていただいてこそ、正しい世論が出るというふうな考えでございまして、そういう意味におきまして、私もまたいたしましては、逐次行政の実態を知らせると同時に、たとえば行政監視委員会でもって昨年から出しておられます行政改革の現状と課題といったようなものを毎年必ず出しまして、しかもなるべく読みやすいようにして国民にこういった行政の実態を知っていただくというふうなことも一つの方法じゃないかと思っております。そうして、ほんとうに国民のために、国民の中に飛び込んでおるような行政の姿にするというふうには私はしたいというふうな考えでおります。

○伊藤道雄君 長官は六月の末ごろ、行政改革の実効を期すためには、現行の行政改革本部をもってしてはなかなか成果があらぬ、あげがたいと、そこで関係閣僚協議会を設置すべきである、そういう意味の提唱があったやに承っております。そうだとすると、これは総理の裁断で、その後現実に設置されたかどうか、もし設置されたらとすると、その構想、いわゆるメンバーとかあるいは運営などについて、この機会に承っておきたいと思う。もしいまだそれを見ていないということであれば、この方法、今後の見通しはどうなのか、こういうことについて承っておきたいと思う。

○国務大臣(松平勇雄君) 行政改革本部が力がないからというふうなお話でございましたが、私も是非常に今日まで行政改革本部もこの行政改革に對しましては非常な功績があったというふうな考えで承っております。しかしながら、行政改革という問題は、閣僚ベースでもってやはりきめなければならぬ大きな問題もあるわけでございます。それには閣議ですぐ直ちに持つていって審議を願うということもなかなか実際のところは困難でございますので、官房長官並びに総理とも御相談いたして、閣内に行政改革閣僚協議会というものを設置することに大体了解を得まし

て、来週の間議において御決定いただこうと思っております。その内容は、総理大臣を議長といたしまして、各閣僚は行政改革本部にたまたま次官のクラスの方々が出てやっていたらいたしておりますが、その行政改革本部の長である大臣がメンバーになっていただくこととございまして、そのほかに必要に応じて自由民主党の役員がこれに出席するという構想で大体まとまっているわけでございます。

○伊藤道雄君 次に伺いたいのは、審議会等の整理について、昨年度はもとより不十分であったと思っておりますけれども、ある程度整理されているわけですね。そこでお伺いしたいのは、本年度はどういうことになるであろうか、本年度はこれからどういうことになりそうですか、そういう点について伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(松平勇雄君) 審議会の整理につきましては、引き続き作業をやっておるわけでございます。まして、まず第一に審議会の整理の基準をどういうふうにしたらいかなというのを検討いたしまして、行政改革本部の承認を得ましたので、近くこれも閣議にかけて正式に決定してもらおうという考えでございまして、それと並行して、実質的には現存する審議会を当庁におきまして調査をして承るわけでございます。これも次の通常国会には御審議を願えるような段取りを目途にいたしまして、審議をいたしておるということでございます。

○伊藤道雄君 行管では、この審議会等について、大臣の顧問格のものを各省庁に一つ、それから技術的な専門知識に関するものを各省庁の局の一つ、それ以外は認めない、このような基本構想を示して、来年度から抜本的な改革に乗り出す、そういう方針のようでありまして、はたしてそういう方針を確立されたのかどうか、もしそういう方針を確立されたのかどうか、もしそうならば、私はかような抜本的な改革が期待できると考えておるわけですか、また、そうでないとすれば、来年度と言わず、善は急げで、なぜ本年

度からやらなかったのか、こういう幾つかの点についてあわせてお答えいただきたい。

○政府委員(大園彰彦) 審議会の今後の整理につきましては、ただいま長官から申し上げました線で検討中でございまして、お話ししましたように、各省庁に一つあるいは二つというふうな点につきましては、そういう意見もあることはあるのでございますけれども、行管といたしましては、意見としては、まだ固まっておられません。そういう点も考えておることは事実でございますが、現在のところは運営の適正化という方面で検討しております中でございまして、

○伊藤道雄君 そこで、大体私に与えられた時間があるうまいようでございますので、最後に一点だけ長官に御要望申し上げたいと思うのですが、やはり何と云っても、行政の民主化とか、あるいは簡素化、あるいは効率化、行政改革によってこういう成果をあげるためには、行管の長官の立場というものはなかなか容易でない立場だと私もかねてから考えておるわけですね。そこで、これは行管長官にひとつ、いままでも勇氣を持ってやってこられたと思いますが、さらに一段と勇氣を鼓して、まっしぐらに、大乗的な立場で行政改革に邁進していただきたいと思うのです。やはり臨調の答申が短時間に早急に実現するのが望ましいわけでありまして、それはなかなか容易でないわけですね。いままでもそういう長年の間のいわゆるなわ張り根性とか、いろいろ厚い壁があるわけでございますから、そういう点に、あなたがせっかくそういう立場にある最高責任者としていま立っておられるわけでありまして、ひとつ勇氣を持って、さらに一段と真剣な取り組みをしてもらいたいということを最後に強く要望申し上げます。その要望に對して、要望だから答弁要らぬわけですが、決意のほどを承って私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(松平勇雄君) ただいま伊藤委員から非常に心のこもった御激励のことばを拝聴いたしましたので、深く感謝いたしておる次第でございます。

べく努力をいたしているわけでございますが、す

ぐにまた実行に移せるものと、なかなか一応ある程度期間をかけなければ実行に移せないものとあるわけでございまして、そういう点で非常におくれているものが相当残っているもので、そういうような御質問が出たのだと思いますが、この臨調の答申を實際に実行に移すには、やはり指摘されておきますところの各省庁の納得がいかなければ、なかなか実行に移せないで、行管だけが強く力説してもなかなか実行に移せない、あるいはまた財政面の点においてなかなか大蔵省の同意を得られないような点も出てくるといったようなことで、非常に困難な事項が複雑に出てくるためになかなか実行に移せないわけでありまして、しかし、そういったこともやれないのは、行管の力が足りない、あるいは努力が足りないというふうにおしかりを受けることも存じますが、私どもといたしましては、この臨調の答申を一日でも早く實現に移したいという考え方で鋭意努力をいたしておる次第でございます。

○鬼木勝利君 長官はなかなか謙虚なお考えで御答弁なさるから、強く追及ができぬ面もあるようでございますが、しかしこれが、臨調の答申が出ましてもうすでに三カ年もたっている。また従来、本法律案にいたしましても、臨調の答申が行なわれる前にも、もうすでに戦後から数次にわたって行政制度に関する審議会、委員会等が行なった行政改革に関する答申の中で、その改革案が提示されておる。このようになりませんが、いずれにいたしましても、臨調の答申が出て、それは長官のおっしゃる通りに短日月でできないことは、これはわかっておりますので、容易に實現がでないからまだこれだけ残っているとおっしゃるけれども、残っておるほうが少なくて實現のほうが多ければ、残っているというこどもなかなかかはつきりしませんが、ほとんど實現できているものはなくて残っているもののが大部分だというのは、少し私にただけせんね、そういうおことは、ほとんどできてないのだ、大部分が實現できてない。残っているというならば、

大部分できてまだ幾らか残っているというのなら、非常にはつきりしませんが、ことばじりをとるわけではありせんけれどもね。だから私が考えますのに、先ほどから言っておりますように、そういうことになりまして、せつかく膨大な予算を使って、しかも民間のベテランを集めて、全幅の信頼を傾けて、そして答申していただいた。それがいつまでたつたつて實現がでない。ほんのこれは答申が出なかつたつてできるような簡単なものではある。大事な核心に触れるようなものはいつまでたつたつてめが立たない。それで長官に私は伺いますが、大体十年先のことで、二十年先のことで、これが實現するというのは、その点ひとつ長官の御決意を承りたいのですが。

○国務大臣(松平勇雄君) いま五年先か十年先か二十年先かという御質問でございますが、期限を切つて何年を目途にするというふうなことは、ちょっと私としても申し上げられないのでございまして、私どももいたしましては、一日一日を大切にして努力をする、この實現を期して努力をするということより申し上げられぬと思うわけでありまして、大体十年を目途にしてやるというふうなことはなくて、そういうことを申し上げることは、ちょっと私としては自信がないわけでございます。一生懸命とにかく成果をあげるべく努力をする、こういうふうなことでございます。

○鬼木勝利君 それは私のお伺いしようがちょっと抽象的であつたかと思うのですが、それは行政改革に対してあなた方に腹案があるはずだと思つておりますが、十六項目の答申に対して、この件に対してはいつごろ手をかける、この件に対してはどういうふうにするのだ、これに關してはどうするのだというふうなわけのスケジュールがあるはずですが、それがなくて、出たとこ勝負で一日一日を大事にしていくのでは、あまりにも答申を尊重してないのだと、こうしか考えられませんが、大体の計画が立つておると私

は思いますが、もしその計画が立つていないとすれば、怠慢です。それいまだ何でございしたら、資料として出していただけてつこうです。本年度にはどういふことを手がける、どういふこととどういふこととどういふことを手がける、来年度はどういふことをやる、そして十六項目はこの時点において大体の目算をつくるというふうな予定もなくて、行政改革本部をつくるというふうな事は行政改革協議会をつくるのか、ただ屋上屋を重ねるばかりで能事足れりというの、承知できない。

○国務大臣(松平勇雄君) いずれ後ほど資料を差し上げることにいたしますけれども、大体この十六項目のうちの第五の「許認可等の改革に関する意見」、それから「行政機構の統廃合に関する意見」、それから「公社公団等の改革に関する意見」、それから本年度は重点を置いてやつておるわけでございまして、それに「内閣の機能に関する改革意見」もいま検討いたしております。これは全面的になかなか臨調の答申のとおりにはまいりませんけれども、一応前向きな形で、一歩前進という形で解決しようというふうな考え方でおります。

○鬼木勝利君 そういうことにつきまして資料として私要求をいたしますので、出していただけませんか、局長どうです。

○政府委員(大園彰君) 簡単にまとめましてお出ししたいと思います。

○鬼木勝利君 簡単にまとめるなんというあまり情のないことは言うな。簡単になくて、見ればわかりますから。そんな事務的に、資料出せと言つたら、形式的に出しさえすればいいというふうな、そんな……、大事なことなから。

○政府委員(大園彰君) ちょっとことばが足りませんで申しわけございませんでした。わかりやすい資料にしてお出ししたい、かように考えております。

○鬼木勝利君 あまり時間がありませんので、基

本的な問題についてはまたあとでゆくり次回でもお尋ねしたいと思つていますが、最後に一つお尋ねしたいのですが、運輸營業の休止許可はすべて運輸大臣権限事項となつてゐるが、短期間の一時的休止等については不都合な面もあるもので、その一部を陸運局長に委任することができると改める、こういうのがございまして、行管の職務として、あなた方の先はどれほどなにか御説明があつておたつたようですが、「行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行なうこと」と、こう行管の設置法に載つておりますが、陸運局の今日の定員と十分あなた方はこれを知り尽くしてつこうなつたのであるか、その点お尋ねしたい。

○政府委員(稲木進君) ただいまの御質問は、ちょっと私十分理解しにくかつたのですが、今度の許認可法の関係で陸運局長に権限を委譲するという項目がございしますが、そのことに関連しての御質問でございまいしょうか。

○鬼木勝利君 そう。

○政府委員(稲木進君) 陸運局の業務の内容につきましましては、私どもかつて監察をやつたこともございまして、大体その業務量、業務の内容等については一応承知しておるつもりでございます。今回、この許認可の整理法に関連しまして、陸運局長に一部権限を委譲する——これは地方鉄道法に基づく運輸大臣の権限の一部を委譲するということとございまして、この問題に関連して特に陸運局のほうの業務に支障が起ることというふうには考へておりません。

○鬼木勝利君 業務に支障を来さない、なるほどそれは一時的營業の休止ですから、年がら年じゅうあるわけじゃないと思つていますが、しかも短期間の運輸營業の休止許可、認可ですから、それはなるほどわかりますが、現在の陸運局の事務量からして一般は非常に迷惑しておる。たとえば一例をあげますと、自動車營業、個人營業の許認可というふうなことに對して、一年半も二年

もかかっておる。これはたいへんなことでしてね。車を用意して、それから申請の基準がありましてから——御承知のとおり、すべての準備を整えて、財政の裏づけもあって、そして今度はそれが申請をして、あれ一年、長ければ一年もつつかかっていきます。普通短くても半年以上かかっている。そして聴聞、聴聞の結果また許可までに相当の日数を費やしている。そうしますと、申請をして許可がおりてくるまでには一年半も二年もかかっている。その間の事情を陸運局に私調査しますと、あるときには聴聞するの一日に一人しかできない。しかも、福岡の陸運局のごときは、全九州を一手に引き受けてやっている。だから、聴聞に来る人も、全九州の果てからやってくる。人員が足りませんので、一生懸命やっておりますけれども、できない。そういうのに、また権限を移していく。陸運局自体の事務を簡素化するために、地方自治体のはうへも幾らかでもおろすというふうなことはあなたの方考えられたことはないのか、そういう点を私はお伺いしているのです。はたしてあなたの方陸運局の実態をよく知っておられるかどうか、その点をお尋ねします。

○政府委員(稲木進君) 先生のお話のように、自動車関係では、免許の申請があつて、それが免許の許可がおりるまでの間に相当の日数がかかる。たとえばハイヤー、タクシー等の免許に対して非常に時間がかかっている。あるいは、申請が出たけれども、その申請の案件が相当陸運局に滞留しておるといふ実情は、私もよく知っております。この点は、今回許可認可の整理法では、御審議をお願いしております。その自動車局の関係の問題ではなくて、民有鉄道の関係の問題でございまして、まあ直接に自動車とは関係はないわけでありまして。しかも、この地方鉄道に関連する大臣許可の権限を陸運局長におろすという趣旨は、従来大臣の権限になっておりますものは、一応陸運局を経由して大臣のほうに申達されるわけでありまして。したがって、その申達をする場合に

おきましては、陸運局長はその申達された申請の内容を調査するというようなことをした上で大臣のほうに申達するわけでございます。今回のこの法案に出ておりますのは、それを大臣のところに持っていくかないで、陸運局長限りでこれを処理しようという問題でございます。したがって、その限りにおいては、むしろそういう方法をとったほうが陸運局の事務の簡素化になる。つまり大臣のほうに上げるだけの手間ひまが省ける。大臣のほうに上げて、また大臣からそれを許可がおりたら、許可証をまた取り次ぐというふうな手間ひまの省ける、私どもは陸運局の事務の簡素化になるのじゃないかというふうに考えております。同時に、そのことによつて、申請をした人に早く許可がおりる、こういうことになるというふうに考えております。

○鬼木勝利君 あなたの説明で大体その点は納得しましたが、その一部を陸運局長に委任する、その一部というのはどういうことを意味しておるのですか。

○政府委員(稲木進君) 今回、いまこの法律が国会で議決されました場合において、運輸省がとりあえず陸運局長に権限を委任しようと考えておりますのは、この地方鉄道の短期間の一時的な営業休止というふうな場合の許可でございます。特にこの地方鉄道の中でも鋼索式の鉄道、そういうふうな特殊の鉄道のことに限つては、一カ月以内の営業休止をするという場合においてだけとらえ、陸運局長に権限を委任しようという関係でありまして、こういう案件は実は年間にそうたくさんないわけでございますけれども、まずとりあえずこれについて一応委任して、逐次の範囲も今後の推移その他の状況も考えながら拡大できるように余地を残すような方法をとっていききたい、こういうふうな考え方になっております。

○鬼木勝利君 一時的休止等については、不都合な面もあるのだ、その一部を陸運局長と——一時的休止等については不都合な面があると。じゃ、一時的休止でなければ不都合な面はない、だから

仕事は多くてもかまわぬ、これはどういう意味かね。この点が私は納得いかないんだがね、どうしても、では、全面的にこれを委譲したらどうですか、陸運局長、大臣の許可を得なくてもいいように。あなたまだこの内容よくわかっていないんじゃないですか。ちょっともう少しはっきりして……。

○政府委員(稲木進君) 臨調が言っておりますのも、この一時的な休止、短期間の休止というのは軽微な案件である、そういう意味で、特に大臣の許可に、権限に保留しておく必要がないから、これを下部機関である陸運局長に許可の権限を委譲しよう、こういうことでございます。

○鬼木勝利君 いや、だから、その一部をというんだから、その一部とはどういうことですかと言っている。「残っちゃう」と呼ぶ者あり。だから、その残っているものを説明してもらいたい。

○政府委員(稲木進君) 一部と申し上げたんじゃない、一時的な休止で止す。そういうふうな一時的な休止というものは、いわば比較的軽微な案件であるから、これを陸運局長に権限を委譲してもいいじゃないか、こういう趣旨でございます。

○鬼木勝利君 いや、どうも私はそういうことが、一部というところが、法的にそうなりますか。そういうことを、あなた、一時的なことを一部というんだと。どうも局長自体がこの法文をよくおわかりになっていないように僕は思うがね。

○説明員(宮永偉志男君) 民営鉄道部の監理課長の宮永でございます。私がただいまの事柄につきまして補足説明いたします。実は、このたび地方陸運局長に権限を委譲します事柄はどういうものかと申しますと、鋼索式の鉄道等の特殊鉄道につきまして、一カ月以内の営業休止であつて、しかも復旧再開の見通しの確実なもの、そういうものに限りまして許可の権限を陸運局長に委譲しようという趣旨のものでございます。といひます

のは、まあこの程度のものでございます。といひます。たとえばどういふ場合に一カ月以内の営業休止が行なわれるかと申しますと、大部分は索条の取り

かえとか線路の補修とかというふうな保守的な工事でございます。それから定期検査がございまして、定期検査とか、いまの保守改良の工事が大部分でございまして、そのような場合に一時運用を休止するわけでございます。そういうような場合に限つて陸運局長に権限を委譲しまして、それ以外の場合には大臣の権限で行なうというふうな趣旨でございます。と申しますのは、鉄道の運用と申しますのは、大量の輸送機関でございますので、非常に公共性の高いものでございまして、一日たりとも運転を休止するということは非常に国民に迷惑をかけることになるわけでございます。それで、そういった重要なものにつきましては、あくまでも大臣権限で監督していくという必要があるわけでございます。ただ、いま申しました鋼索式の鉄道、これは俗にケーブルカーと申しますけれども、こうしたケーブルカーとか、モノレール、それからトロリーバスがございまして、無軌条電車、そういったものにつきましては、一カ月以内の短期間の休止期間のものであれば、陸運局長に権限を委譲してもいいんじゃないか。陸運局長がその地域地域におけるところの特殊性を判断いたしまして、そして休止の許可を与えても、公共にさしたる迷惑をかけることはなからうという趣旨でございます。

○鬼木勝利君 大体わかりました。その他の権限は全部主務大臣の権限であるけれども、このことに限つた場合のみ権限の一部を新たに陸運局長に委譲すると、こういう意味ですね。

○説明員(宮永偉志男君) さようでございます。○鬼木勝利君 それでわかりました。なお、陸運局のことについてももう少し聞きしたいのでございまして、これはまたあとで……。これで終わります。私の質問は。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
暫時休憩いたします。
午後九時八分休憩

午後十時三十分開会

○委員長(豊田雅孝君) 再開いたします。

許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

本法案の質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

許可、認可等の整理に関する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。

よって、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案、以上三案を一括議題といたします。三案の質疑は尽きたものと認めます。それでは、これより三案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○八田一朗君 私は、自由民主党を代表いたします。三案の討論は、三案の法律案に賛成いたします。

なお、恩給法等の一部を改正する法律案について

ては、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかる次の附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速かに検討の上善処するよう要望する。

一、今回の基準引上げ率の一〇％は、当面の緊急措置としても、あまりに低きに失する嫌いがあるため、四十三年度においても、その引上げに努めること。

二、外国政府、外国特殊法人等の職員の最短期間給年限をこえる職員期間及び留用、留用期間の通算並びに最短期間給年限に達していた者が、外国政府、外国特殊法人等の職員となつた場合の職員期間の通算について、その早期実現に努めること。

三、旧外地官公署職員で、最短期間給年限に達していた者が、琉球諸島民政府職員となつた場合における在職年の通算並びに内地の官公署職員から、琉球諸島民政府職員となつた場合における在職年の通算について、その早期実現に努めること。

四、傷病恩給証状等差調査会の報告の取扱については、従来の傷病恩給受給者の既得権を充分尊重すること。

この附帯決議案の内容は、本法律案の審査を通じ明らかでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で私の討論を終わります。

○稲葉誠一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました三法律案に賛成いたします。

なお、共済組合関係二法律案に対しては、自民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる次の附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十二年度における旧令による共済組

合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速かに検討の上善処するよう要望する。

一、公的年金のスライド制の運用については、統一的な責任官庁を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずること。

二、共済組合の給付に要する公的負担については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

三、組合員が退職後一定期間内に発病した場合にも、療養の給付が受けられるよう検討すること。

四、国家公務員共済組合における掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、公務員の給与の実態を考慮し再検討すること。

五、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱につき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

六、外国政府、外国特殊法人等の最短期間給年限をこえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にしたがい措置すること。

この附帯決議案の趣旨は、当委員会の審査により明らかであります。よって、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより三案につきまして順次採決を行います。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。

よって、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました八田君の提出の附帯決議案を議題といたします。八田君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって、八田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、発言を求められております。この際、これを許します。塚原総理府総務長官。

○国務大臣(塚原俊郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿うよう十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案並びに昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の両案を一括議題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました稲葉君提出の附帯決議案を議題といたします。稲葉君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって、稲葉君提出の附帯決議案は、全会一致を

もって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し発言を求められております。この際、これを許します。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 大橋運輸大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまの附帯決議につきましては、政府としては、御趣旨について十分検討をいたします。

○委員長(豊田雅孝君) なお、これら三法案につきまして、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案の質疑は尽くしたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案の質疑は尽くしたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

農林省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、請願を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、六百十三件でございます。これらの請願につきましては、便宜、委員長及び理事打合せにおいて慎重検討を行ないました結果、機構及び定員関係で二百十四件、国家公務員関係で八件、恩給、共済関係で三百二十二件、以上合計五百四十四件の請願は、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきま

しては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査は、閉会中も継続して調査を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。なお、継続調査要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 閉会中の委員派遣についておはかりいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査の継続調査が議決されました場合、これらの調査のため委員派遣を行なうこととし、これが取り扱いについては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後十時四十五分散会

〔参照〕

内閣委員会付託請願中採択一覧表(計五四四件)
(機構及び定員関係)

第一三二号 法務局職員の一万名増員等に関する請願外二二三件
(国家公務員関係)

第四八号 建設関係現場職員の給与改善に関する請願外一件

第一五一号 公共事業に従事する建設関係現場職員等に対する特殊勤務手当支給に関する請願

第六〇七号 公共事業に従事する建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

第八七二号 公共事業に従事する現場職員に「現場手当」支給に関する請願

第八二〇号 公務員労働者の賃金引上げ等に関する請願

第一〇三三三号 戦争犠牲者警察退職者の救済に関する請願

第一〇七二二号 国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願
(恩給、共済関係)

第八号 旧軍人恩給に関する請願外二七件

第二二三三三号 旧軍人恩給に関する請願外二四五件

第二九三七七号 旧軍人等に対する恩給及び扶助料の早期適正化に関する請願

第一〇四号 年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保健証の終身使用に関する請願外一九件

第一〇六号 元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

第二〇一〇号 元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外一九件

第一一八号 恩給、年金等受給者の処置に関する請願

第五七〇号 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願外一件

第三九九九号 恩給格差是正に関する請願外一件

第三八六七号 ソ連長期抑留者の処置に関する請願

昭和四十二年七月三十一日印刷

昭和四十二年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局